

官報

号外 昭和二十二年十一月二十九日

○第一回 衆議院會議錄第六十八号

昭和二十二年十一月二十八日(金曜日)

午後三時十六分開議

議事日程 第六十七号

昭和二十二年十一月二十八日(金曜日)

午後一時開議

第一 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案(内閣提出)

第二 健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 國民医療法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 毒物劇物營業取締法案(内閣提出)

第五 企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 船員法戰時特例を廃止する法律案(内閣提出)

第七 造船事業法を廃止する法律案(内閣提出)

第八 郵便貯金法案(内閣提出、参議院送付)

〔朗読を省略した報告〕

一、昨二十七日衆議院規則第十四條但し書により議長において議席を次の通り変更した。

四三 埼玉縣第二區 選出議員 高橋 英吉君

官報号外 昭和二十二年十一月二十九日

衆議院會議錄第六十八号

議長の報告

会期延長の件 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案外三件

九一九

一、昨二十七日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和二十二年一般会計予算補正(第九号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第四号)

簡易生命保険法等の一部を改正する法律案

副検事の任命資格の特例に関する法律案

一、昨二十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

戸籍法を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

家事審判法施行法案

失業保険特別会計法案

國有林野法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する等の法律案

非戦災者特別税法案

郵便法案

一、昨二十七日本院は次の内閣提出案中修正を承諾し、その旨内閣及び参議院に通知した。

地方税法の一部を改正する法律案中修正

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

会期延長の件

○議長(松岡駒吉君) 会期延長の件についてお諮りいたします。今回の会期は明二十九日をもち了結することとなつておりますが、各常任委員長の意見を聴き、議院運営委員会にも諮つた上、参議院議長と協議の結果、来る三十日より十二月九日まで十日間会期を延長したいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて会期は十二月九日まで十日間延長するに決しました。

第一 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案(内閣提出)

第二 健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 國民医療法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 毒物劇物營業取締法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案、日程第二、健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日程第三、國民医療法の一部を改正する法律案、日程第四、毒物劇物營業取締法案、これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案、日程第二、健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日程第三、國民医療法の一部を改正する法律案、日程第四、毒物劇物營業取締法案、これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案、日程第二、健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日程第三、國民医療法の一部を改正する法律案、日程第四、毒物劇物營業取締法案、これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案、日程第二、健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日程第三、國民医療法の一部を改正する法律案、日程第四、毒物劇物營業取締法案、これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案、日程第二、健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日程第三、國民医療法の一部を改正する法律案、日程第四、毒物劇物營業取締法案、これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案、日程第二、健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日程第三、國民医療法の一部を改正する法律案、日程第四、毒物劇物營業取締法案、これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案、日程第二、健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日程第三、國民医療法の一部を改正する法律案、日程第四、毒物劇物營業取締法案、これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案、日程第二、健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日程第三、國民医療法の一部を改正する法律案、日程第四、毒物劇物營業取締法案、これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案、日程第二、健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日程第三、國民医療法の一部を改正する法律案、日程第四、毒物劇物營業取締法案、これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案、日程第二、健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日程第三、國民医療法の一部を改正する法律案、日程第四、毒物劇物營業取締法案、これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案、日程第二、健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日程第三、國民医療法の一部を改正する法律案、日程第四、毒物劇物營業取締法案、これより會議を開きます。

營業取締法案、右四案は同一の委員会に付託せられた議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長小野孝君。

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案

第一條 白地赤十字の標章若しくは赤十字若しくはジュネーブ十字の名称又はこれらに類似する記章若しくは名称は、みだりにこれを用いてはならない。

ジュネーブ條約の原則を海戰に應用する條約第五條に定める標識又はこれに類似する標識は、みだりにこれを船舶に用いてはならない。

第二條 日本赤十字社は、白地赤十字の標識及び赤十字の名称を用いることができる。

第三條 傷者又は病者の無料看護に専ら充てられる救護の場所を表示するために、白地赤十字の標章を用いようとする者は、日本赤十字社の許可を受けてこれを用いることができる。

第四條 第一條の規定に違反した者は、これを六箇月以下の禁錮又は千円以下の罰金に処する。

附則 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案

付受クベキ者ヲシテ行政廳又ハ事業主ニ對シ厚生年金保險ノ施行ニ必要ナル申出若ハ届出ヲ爲サシメ又ハ文書ヲ提出セシムルコトヲ得
第六十三條中「シ又ハ行政裁判所ニ出訴」を削る。
第六十六條中「若ハ行政訴訟」を削る。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

健康保險法及び厚生年金保險法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

國民医療法の一部を改正する法律案

國民医療法の一部を次のように改正する。

〔勅令〕を政令に、「地方長官」を「都道府縣知事」に改める。

第四條中勅令ノ定ムル所ニ依リを削る。

第七條第二項を削る。

第七條ノ二 前四條ニ規定スルモノノ外醫師免許、齒科醫師免許、醫籍及齒科醫籍ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條ノ二 醫師死體又ハ妊娠四箇月以上ノ死産兒ヲ檢案シ異常アリト認ムルトキハ二十四時間以内ニ所轄警察署ニ届出ツベシ

第二十二條第二項中「産院」の下に「ノ名稱、開設、管理、構造設備其ノ他」を加える。

第二十七條中「看護婦」の下に「ノ名稱、開設、管理、構造設備其ノ他」を加える。

免許、登録、試験、業務其ノ他」を加える。

第七十六條第一号中「第十條」の下に「第十條ノ二」を加え、同号を第一号の二とし、同條に第一号として左の一號を加える。

一 第七條ノ二ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者
同條第三号中「若ハ第二十一條第二項」を削り、同條中同号の次に左の一號を加える。

三ノ二 第二十一條第二項ノ規定ニ基キテ發スル病院、診療所若ハ産院ノ名稱、開設、管理若ハ構造設備ニ關スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者
同條中第五号の次に左の一號を加える。

五ノ二 第二十七條ノ規定ニ基キテ發スル保健婦、助産婦若ハ看護婦ノ免許、登録、試験若ハ業務ニ關スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者
第七十七條中「第二號、第三號又ハ」を「第二號乃至」に改める。

附則
この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

國民医療法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

毒物劇物營業取締法案

毒物劇物營業取締法案

毒物劇物營業取締法案

毒物劇物營業取締法案

毒物劇物營業取締法案

毒物劇物營業取締法案

第二條 この法律で毒物又は劇物とは、

は、医薬以外の用に供する毒性又は劇性の物品で、厚生大臣の指定するものをいう。

この法律で毒物劇物營業とは、毒物又は劇物の製造、輸入又は販賣の業をいう。

第三條 毒物又は劇物の販賣業を営もうとする者は、第二項後段に規定する者を除いては、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事の許可を受けなければならない。

毒物又は劇物の製造業又は輸入業を営もうとする者は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。

業所を営もうとする者は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。

業所を営もうとする者は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。

業所を営もうとする者は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。

業所を営もうとする者は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。

業所を営もうとする者は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。

業所を営もうとする者は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。

業所を営もうとする者は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。

業所を営もうとする者は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。

業所を営もうとする者は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。

業所を営もうとする者は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。

業所を営もうとする者は、主たる事業所の所在地を管轄する都道府縣知事に、その旨を届け出なければならない。

治産者
二 精神病者
三 つんば、おし又は盲の者
四 毒物劇物營業に關して罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた者

前項に定めるものの外、事業管理人の資格に關する事項は、厚生大臣が、これを定める。

第六條 毒物劇物營業を営む者が、その事業所の所在地を変更し、若しくはその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は死亡し、若しくは解散したときは、その事業所の所在地を管轄する都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

第七條 毒物劇物營業を営む者は、その事業所以外の場所で毒物劇物營業を営んではならない。但し、その場所を管轄する都道府縣知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第八條 毒物劇物營業を営む者は、毒物又は劇物を堅固な容器又は被包に容れ、且つ、安全な場所に貯藏し、又は陳列しなければならない。

毒物劇物營業を営む者は、毒物若しくは劇物の容器若しくは被包若しくは貯藏若しくは陳列の場所又は毒物若しくは劇物を取り扱う器具に、一定の標示をしなければならない。

第九條 毒物劇物營業を営む者は、農業上必要な毒物又は劇物であつて厚生大臣の指定するものについて、厚生大臣の定めるところに従つて着色したものでなければ、これを譲り渡してはならない。

第十條 毒物劇物營業を営む者は、譲受人から毒物又は劇物の品名、数量、譲受の年月日並びに譲受人の氏名、職業及び住所(法人にあつては、その名称又は商号及び住所)を記載し、記名して印をおした文書の提出を受け、且つ、その毒物又は劇物が營業、學術その他正当な用途に供される場合に限り、毒物又は劇物を譲り渡すことができる。

毒物劇物營業を営む者は、前項に規定する文書を五年間保存しなければならない。

第十一條 毒物劇物營業を営む者は、毒物又は劇物を年齢十四年未満の者に交付してはならない。

第十二條 都道府縣知事は、必要があると認める場合においては、当該吏員に、毒物若しくは劇物の製造、輸入、貯藏、陳列若しくは販賣の場所に臨檢し、関係者に尋問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は毒物若しくは劇物の疑のあるものについて、試験の用に供するために必要な分量に限り、無償でこれを収去させることができる。

前項の場合には、当該吏員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第十三條 厚生大臣は、毒物若しくは劇物の製造業若しくは輸入業を営む者又はその事業管理人が、その業務に關して犯罪又は不正の行爲をしたときは、その業務を禁止する。

從つて着色したものでなければ、これを譲り渡してはならない。

し、又は期間を定めて停止すること
とができる。

都道府県知事は、毒物若しくは劇物の販賣業を営む者又は事業管理人が、その業務に關して犯罪又は不正の行爲をしたときは、第三條第一項若しくは第四條の許可を取り消し、又は毒物若しくは劇物の販賣業を営む者の業務を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

都道府県知事は、事業管理人又は第四條但書の許可を受けた毒物劇物営業を営む者が第五條第一項各号の一に該當するに至つたときは、第四條の許可を取り消さなければならぬ。

第十四條 この法律に定めるものを除いては、毒物劇物営業の取締の実施に關して必要な事項は厚生大臣が、これを定める。

第十五條 左の各号の一に該當する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の許可を受けず、又は同條第二項の届出をしないで毒物劇物営業を営んだ者
二 第四條、第七條、第九條又は第十一條の規定に違反した者
三 第八條第一項の規定に違反し、又は同條第二項の標示をせず、若しくは虚偽の標示をした者

四 第十條第一項の規定に違反して、文書の提出を受けず、又は営業、學術その他正当な用途に供けるものでないことを知つて毒物又は劇物を譲り渡した者

五 第十條第一項の規定による文書に虚偽の記載をし、又はその用途につき虚偽の申述をして、毒物又は劇物を譲り受けた者
六 第十三條第一項又は第二項の規定による業務の禁止又は停止中その業務を営んだ者
前項各号の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第十六條 左の各号の一に該當する者は、これを五万円以下の罰金に処する。
一 第六條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者
二 第十條第二項の規定に違反した者

三 第十二條第一項の規定による当該吏員の尋問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は臨検検査若しくは收去を拒み、妨げ若しくは忌避した者
第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行爲をしたときには、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則
第十八條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第十九條 この法律施行前明治四十五年内務省令第五号毒物劇物営業取締規則の規定により毒物劇物営業者又は営業管理人に關してした処分その他の行爲は、これをこの法律

律又はこの法律に基いて発する命令の相當規定により毒物又は劇物の販賣業者、又はその事業管理人に關してした処分その他の行爲とみなす。

第二十條 この法律施行の際現に毒物又は劇物の製造業、又は輸入業を営んでいる者は、第三條第二項前段の規定にかかわらず、この法律施行の日から一箇月間を限り、その營業を繼續することができる。

第二十一條 この法律施行の際現に毒物劇物営業を営んでいる者で、その事業所に第十九條の規定により事業管理人とみなされた営業管理人を置いていない者は、第四條の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年間を限り、その營業を繼續することができる。

毒物劇物営業取締法案内閣提出に關する報告書
〔都台により最終号の附録に掲載〕
〔小野孝君登壇〕

○小野孝君 ただいま議題となりまして、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に關する法律案、健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案、國民医療法の一部を改正する法律案並びに毒物劇物営業取締法案につき、厚生委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

御承知の通り旧憲法のもとにおきましては、勅令または省令をもつて各種の取締りに關する規定を定め、その中に罰則規定を設けることが常であつたのであります。これは新憲法の施行

後はもちろん許されないのであり、昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の規定によつて、これらの規定は本年十二月三十一日限りで効力を失うのであります。従つて、罰則を設けることを必要とするものについては、これらに代るべき法律を制定し、または法律に委任規定を設けなければなりません。ただいま議題となつた四法律案は、いずれもこのために提案せられたものであります。

従つて、實質的には從來の規定の内容と大した違いはなく、ただ事務的に必要なり、二の改正の点があるのみであります。

かような趣旨の提案でありますところから、厚生委員会の審議も比較的簡単に済みまして、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に關する法律案と健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案につきましては去る二十日、毒物劇物営業取締法案及び國民医療法の一部を改正する法律案につきましては昨日、いずれも討論を省略して採決いたしました。四案とも原案通り可決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 四案を一括して採決いたします。四案の委員長報告はいずれも可決であります。四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第五 企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(松岡駒吉君) 日程第五、企業再建整備法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長北村徳太郎君。

企業再建整備法等の一部を改正する法律案
第一條 企業再建整備法の二部を次のように改正する。

第五條第一項中「第七條第二號」を「第七條第一項第二號」に改め、同條第二項中「及び昭和二十一年文部省令第一號第一條第一項の規定による經營者又は昭和二十一年運輸省令第三十二號第一條第一項の規定による經營者等である特別經理株式會社」を「昭和二十一年文部省令第一號第一條第一項の規定による經營者又は昭和二十一年運輸省令第三十二號第一條第一項の規定による經營者等である特別經理株式會社及び昭和二十二年

農林省令第一號第一條又は第二條の規定による指定施設又は指示施設を經營し、又は權原に基いて占有する者である特別經理株式會社」に、「法令に基いて認可」を「法令に基いて認可又は許可」に、「法令に基いて認可の申請」を「法令に基いて認可又は許可の申請」に改める。

第六條第三号中「會社の事業計畫及び資金計畫並びに役員」の氏

名を「會社の商號、目的、資本金額、本店及び支店の所在地及び役員」の氏名（これらの事項につき現在のものとは後のものとの間に變更がある場合においては、その旨並びに第二十九條の六第三項の規定により定められた役員に任期に改め、同條第四号中「解散の時期」の下に「清算人の氏名を加え、同條第六号中「事業計畫及び資金計畫並びに株主、役員及び債権者の氏名又は名稱」を「商號、目的、資本金額並びに本店及び支店の所在地」、同條第七号中「計畫の大要、株主及び役員」の氏名又は名稱、第十條の規定による債務の承継に關する事項」を「會社の商號、目的、資本金額、本店及び支店の所在地、役員」の氏名及びその任期、經營を委任する營業の範圍、貸貸し、出資し、又は、譲渡する資産及びその價額、第十條の規定による債務の承継及び資産の譲渡に關する事項、第三十四條の四第三項又は第三十四條の五第一項の規定による資産の譲渡に關する事項」に、同條第十号中及び特別損失」を「特別損失」に「並びに第八條の規定による評價換に關する事項」を、第八條の規定による評價換に關する事項及び第三十四條の四第一項の規定により留保する積立金の額に改め、同條第十八号を次のように改める。

十八 前號に規定する資本の減少の場合の外、存續する場合においては、資本を減少するときには、その旨並びに株主の

選擇により、株金額の拂戻に代へて、又は株式の消却の際支拂ふべき金銭の支拂に代へて、株主に第七號の規定による會社（以下第二會社といふ。）の株式を交付するときは、その旨及びその株式の交付價格

同條第十九号を第二十二号とし、第十八号の次に左の三号を加える。

十九 解散する場合において、株主の選擇により殘餘財産の分配として株主に第二會社の株式を交付するときは、その旨及びその株式の交付價格

二十 資本の増加に關する事項並びに第二十九條の三第一項の規定による金銭を交付する場合におけるその金額の計算に關する事項又は新株の引受權の内容及び第二十九條の四の規定によるその引受權の譲渡に關する事項

二十一 特別經理株式會社の事業設備の新設、擴張又は改良に關する事項

同條に左の一項を加える。

整備計畫には、左に掲げる事項について記載した書類を添附しなければならない。

一 存續する場合には、今後の會社に事業計畫及び資金計畫並びに豫想される株主及び債権者の氏名又は名稱

二 合併をする會社の一方が合併後存續する場合には、存續する會社の事業計畫及び資金

計畫並びに豫想される株主及び債権者の氏名又は名稱

三 合併に因り會社を設立する場合に、設立する會社の事業計畫及び資金計畫並びに豫想される株主及び債権者の氏名又は名稱

四 第二會社を設立し、又は第二會社に資産を出資若しくは譲渡する場合には、第二會社の事業計畫及び資金計畫並びに豫想される株主及び債権者の氏名又は名稱

五 會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の辨濟その他の處理の計畫に關する事項

六 整備計畫を行ふについての計畫に關する事項

七 その他命令の定める事項

第十條第二項中「前項の債務の承継」を「第一項の規定による債務の承継及び前項の規定による資産の譲渡」に改め、同條第一項の次に左の一項を加える。

特別經理株式會社は、前項の規定により債務を承継する者に對し、當該債務の額に相當する資産を譲渡しなければならない。

第十三條中「第六條第七號の規定による會社（以下第二會社といふ。）を（第二會社）に改める。

第十三條の二 特別經理株式會社の特別管理人は、第五條第一項の規定による整備計畫の認可を申請する場合において、利害關係人が當該特別管理人に對し當該整備計畫に定める事項と異なる意見を文書により表明したときは、その意見の内容を當該整備計畫に附記しなければならない。

第十四條第一項中「第六條第十號を第六條第一項第十號」に改め、「當該整備計畫を記載した書類の下に」、同條第二項に掲げる事項を記載した書類及び主務大臣の定める經理に關する書類を加え、同條第二項中「株主及び債権者」を「利害關係人」に改める。

第十五條第二項中「申出のあつた場合において」を「申出のあつた事項について」に改め、「認可することができ、」の下に「同項の規定による申出のない場合において、株主又は債権者の權利に直接關係の事ない項について、同様である。」を加え、同條第三項中「前項を前二項」に改め、同條第二項の次に左の一項を加える。

主務大臣は、前項に規定する場合の外、會社經理應急措置法及びこの法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第六條第一項に掲げる事項で當該整備計畫に定めないものを追加して認可することができる。

第十六條中「同條第三項」を「同條第四項」に改める。

第十七條第一項中「ふたたび整備計畫の」を「同條の規定により認可を申請した整備計畫につき」に、「その解散を命ずることができ、」を「その解散を命じ、又は當該會社の特別管理人に對し期限を

定めて第五條第一項の規定による認可を申請すべきことを命ずることができ、」に、同條第二項中「前項の規定による命令」を「前二項の規定による解散命令」に、「同項の規定による命令」を「その命令」に改め、同條第一項の次に左の一項を加える。

前項の規定は、同項の規定により認可を申請すべきことを命ぜられた特別經理株式會社の特別管理人が同項の規定による期限までに認可の申請をしない場合及び同項の規定により認可を申請した整備計畫につき不認可の處分を受けた場合に、これを準用する。

第十八條中第十五條第一項又は第二項を第十五條第一項乃至第三項に、「第六條第十號を第六條第一項第十號」に改める。

第十八條の二第二項中「第十五條第一項又は第二項の規定による認可」を「前條の規定による公告」に、同條第三項中「異議のある」を「異議のある指定時後當該特別經理株式會社の新勘定の負擔となつた債務の」に改める。

第十八條の三 決定整備計畫中第十五條第二項後段又は第三項の規定により変更して認可せられた事項に關し異議のある當該特別經理株式會社の特別管理人その他の利害關係人は、第十八條の規定による公告の日から一個月以内に事由を具して主務大臣にその旨を申し出ることができ

主務大臣は、前項の規定による申出のあつた場合において必要があるとき、当該特別經理株式會社に對して、當該申出に係る事項について整備の實行を停止することができ

主務大臣は、第一項の規定による申出について正當の事由があるとき、遅滞なく、自ら決定整備計畫を變更し、又は當該特別經理株式會社の特別經理人に對し第二十條の規定により決定整備計畫の變更の認可を申請すべきことを命じなければならない。

第十八條の規定は、前項の規定により主務大臣が決定整備計畫を變更した場合に、これを準用する。

第十九條第一項中「第六條第十號」を「第六條第一項第十號」に、「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に改める。

第二十條第一項中「特別經理人」の下に「（第四十七條の二第三項の規定による申請に對し認可のあつた場合には、取締役又は清算人）」を加え、同條第二項中「第十四條乃至第十八條の二」を「第十三條の二乃至第十八條の三」に改める。

第二十一條第二項中「第十四條、第十五條、第十八條、第十八條の二」を「第十三條の二乃至第十五條、第十八條乃至第十八條の三」に、同條第三項中「第十五條第三項」を「第十五條第四項」に改める。

第二十二條中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に改め、「以下同じ。」の上に「第三十六條第一項第一號の場合を除くの外」を加える。

第二十四條中「第六條第七號乃至第九號」を「第六條第一項第七號乃至第九號」に改める。

第二十六條第一項中「第十九條の規定により消滅した債權額」の下に「（第二十九條の三の規定により會社經理應急措置法第十四條一項の舊債權の債權者に交付せられる金銭のある場合においては、當該債權額から當該金銭の額を控除した額）」を加え、「會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權」を「同項の舊債權の債權者に改め、同條第二項中前項の規定による」を「第一項の規定による」に、「同項の規定により債權者に歸屬せしめる額」を「前二項の規定により債權者又は株主に歸屬せしめる額」に改め、同條第一項の次に左の一項を加える。

特別經理株式會社は、前項の規定に該當する場合において、同項の規定による超過額から同項の規定により債權者に歸屬せしめる額を控除してなほ殘額があるときは、その殘額に相當する金額を、決定整備計畫の定める方法により、株主の負擔額として計算せられる特別損失の額につき第三十四條第二項の規定により減少された資本の額の限度において、株主に歸屬せしめなければならない。

第二十七條中「及び昭和二十一年運輸省令第三十二號」を、昭和二十一年運輸省令第三十二號を、昭和二十

一年運輸省令第三十二號及び昭和二十一年農林省令第一號に改める。

第二十九條第一項中「又は定款の定」を「定款の定又は既存の契約の條項」に改め、同條第二項を次のように改める。

決定整備計畫の定は、特別經理株式會社の株主、第二會社の發起人、株式引受人及び株主並びに特別經理株式會社の債權者を拘束する。

前項の規定は、第十八條の二第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定により同條第一項の期間内に異議を述べた債權者に對する同條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定による商法第百條第三項の規定の準用を妨げない。

第二十九條の二 第六條第一項第十一號、第十八號又は第十九號の規定により決定整備計畫に定をなしたときは、當該決定整備計畫の定により、會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の條件又は株主の權利は、變更せられる。

第六條第一項第十八號の規定により決定整備計畫に定をなしたときは、商法第二百八條第一項及び第二百九條第二項の規定は、株主が受けるべき第二會社の株式及びその株券について、これを準用する。

第三十九條の三 特別損失の額について株主又は會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の債權者

の負擔額の計算をする特別經理株式會社の資本増加に當り額面以上の價額を以て株式を發行する場合においては、新株の引受人とならない當該株主又は債權者は、當該特別經理株式會社に對して、その額面を超える金額から株式の發行のために必要な費用を控除した金額のうち決定整備計畫に定めるところにより計算した額の金銭の交付を請求することができ。但し、第二十九條の四第一項の規定によりその新株の引受權を他に譲渡した場合においては、この限りでない。

前項の規定により、債權者に對し交付せられる金銭は、第十九條の規定により消滅した債權の額を超えることができない。

商法第二百八十八條第二項の規定は、第一項の規定により交付せられる金銭の額については、これを適用しない。

第一項の規定により株主又は債權者に對して、金銭を交付しようとするときは、特別經理株式會社は、主務大臣の許可を受けなければならない。

第二十九條の四 特別經理株式會社の資本増加に當つては、決定整備計畫の定めるところにより、株主又は會社經理應急措置法第十四條第一項（舊債權の債權者は、新株の引受權を他に譲渡することができ）

第二十九條の五 第二會社に出資又は譲渡された資産につき工場財團その他の財團を設ける場合におい

て、財團目錄を調製しようとするときは、第二會社の設立又は資本増加の登記の日から一年を限り、政令の定めるところにより、その財團を組成すべき機械、器具その他の附屬物については、これを一括して表示することができ。

民法第百九十二條乃至第百九十四條の規定は、前項の規定により同項の財團目錄に一括して表示された物件が第三者に引き渡された場合に、これを準用する。

第二十九條の六 特別經理株式會社の役員を選任又は解任は、商法第二百五十四條第一項及び第二百五十七條（同法第二百八十條において準用する場合を含む。）の規定にかかはらず、特定の役員を選任又は解任しようとする旨を整備計畫に定めるところにより、これを行ふことができる。

前項の規定による選任又は解任は、第十五條第一項乃至第三項の規定による認可の日に、その效力を生ずる。

第一項の規定により選任される特別經理株式會社の役員任期は、整備計畫において、これを定めなければならない。但し、その任期は、前任者の残任期間（法令若しくは定款に任期の定めない場合、前任者の残任期間が六箇月に満たない場合又は前任者が任期満了により退任すべき場合においては、六箇月）を超えることができない。

第二十九條の七 解散する特別經理株式會社の清算人として決定整備

計畫に定められた者は、商法第四百十七條の規定にかかはらず、當該特別經理株式會社の清算人となる。

第三十一條中「第六條第七號を『第六條第一項第七號』に改める。

第三十四條第二項中「を下らない額及び同條第四項中、同法第三百七十七條乃至第三百七十九條の規定に準じ、」を削り、同條第八項中「資本の減少」の下に「及び第四項の規定による株式の併合」を加え、同條第五項を削る。

第四章中第三十四條の次に左の六條を加える。

第三十四條の二 第二會社を設立し、又は第二會社に資産を出資若しくは譲渡する特別經理株式會社は、第十五條第一項乃至第三項の規定による認可を受けた日以後退職する役員又は従業員(以下退職者といふ)に對しては、法令の規定、定款の定又は既存の契約の條項にかかはらず、退職金を支給しなければならない。

前項に規定する特別經理株式會社は、同項の規定にかかはらず、退職者であつて第三十六條第一項第一號但書の規定による舊勘定及び新勘定の併合の日までに第二會社の役員又は従業員とならなかつた者に對して、その翌日以後退職金を支給することができる。

前項の規定により支給する退職金には、退職の日以後の利息を附することができる。

第三十四條の三 前條第一項に規定する特別經理株式會社の退職者であつて第十五條第一項乃至第三項の規定による認可の日以後第三十六條第一項第一號但書の規定による舊勘定及び新勘定の併合の日までに第二會社の役員又は従業員となつた者の當該特別經理株式會社における役員又は従業員としての在職期間は、退職金の計算については、これを當該第二會社における役員又は従業員としての在職期間とみなす。

第三十四條の四 特別經理株式會社は、決定整備計畫の定めるところにより、會社經理應急措置法第五條の貸借對照表の負債の部に計上した積立金のうちで、第十五條第一項乃至第三項の規定による認可の日において當該特別經理株式會社の従業員であつた者に對して當該特別經理株式會社又は第二會社が退職金を支給するため留保を必要とする金額を定めることができる。

第三十四條の五 特別經理株式會社は、決定整備計畫の定めるところにより、第三條第二號の合計金額に第八條第三項の規定により加算した合計金額が第三條第一號の合計金額を超える場合におけるその超過金額と新勘定において利益金を生ずる場合におけるその利益金額との合計額の範圍内において、主務大臣の定める限度内において、第二會社に對して、當該超過金額又は當該利益金額の全部又は一部の金額に相當する資産を譲渡することができる。

前項の規定により定められた金額は、第三條の規定にかかはらず、同條第二號の金額中に、これを合計することを要しない。

第一項の規定により留保すべき積立金の金額を定めた場合において、當該特別經理株式會社は、決定整備計畫の定めるところにより、第二會社に對し當該積立金の全部又は一部の金額に相當する資産を譲渡しなければならない。

前項の場合において、第二會社は、同項の規定により譲り受けた資産に相當する金額を積み立てなければならぬ。

特別經理株式會社が決定整備計畫の定めるところにより留保した積立金及び第二會社が前項の規定により積み立てた積立金は、清算及び破産の場合を除く外、主務大臣の認可を受けなければ、第十五條第一項乃至第三項の規定による認可の日において當該特別經理株式會社の従業員であつた者に對する退職金の支拂以外の目的に、これを使用してはならない。

特別經理株式會社が決定整備計畫の定めるところにより留保した積立金及び第二會社が前項の規定により積み立てた積立金は、清算及び破産の場合を除く外、主務大臣の認可を受けなければ、第十五條第一項乃至第三項の規定による認可の日において當該特別經理株式會社の従業員であつた者に對する退職金の支拂以外の目的に、これを使用してはならない。

第三十四條の六 特別經理株式會社は、決定整備計畫の定めるところにより、第三條第二號の合計金額に第八條第三項の規定により加算した合計金額が第三條第一號の合計金額を超える場合におけるその超過金額と新勘定において利益金を生ずる場合におけるその利益金額との合計額の範圍内において、主務大臣の定める限度内において、第二會社に對して、當該超過金額又は當該利益金額の全部又は一部の金額に相當する資産を譲渡することができる。

前項の場合において、第二會社は、同項の規定により譲り受けた資産に相當する金額を商法第二百八十八條第一項の規定による準備金に同項の額に達するまで組み入れ、又はこれを積み立てなければならぬ。

第三十四條の六 特別經理株式會社は、決定整備計畫の定めるところにより、第三條第二號の合計金額に第八條第三項の規定により加算した合計金額が第三條第一號の合計金額を超える場合におけるその超過金額と新勘定において利益金を生ずる場合におけるその利益金額との合計額の範圍内において、主務大臣の定める限度内において、第二會社に對して、當該超過金額又は當該利益金額の全部又は一部の金額に相當する資産を譲渡することができる。

前項の場合において、第二會社は、同項の規定により譲り受けた資産に相當する金額を商法第二百八十八條第一項の規定による準備金に同項の額に達するまで組み入れ、又はこれを積み立てなければならぬ。

金額は、法人税法による各事業年度の普通所得又は地方税法により營業税を課する場合における各事業年度の純益の計算上、これを損金又は益金に算入しない。

第三十四條の七 特別經理株式會社は、決定整備計畫の定めるところにより、會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權に對する債務の履行として社債を取得せしめるため、社債を発行する場合においては、當該社債の額は、商法第二百九十七條の規定の適用については、社債の總額中に、これを算入しない。

第三十五條第三項中「第九條第二項を削り、」及び第十五條第二項を「第十五條、第十八條の二第三項(合併に關する部分を除く。)及び第四項、第十八條の三並びに第三十四條第二項乃至第七項に「前二項」を第三項に改め、同條第四項及び第五項を削り、同條第二項の次に左の一項を加える。

特別經理株式會社は、第一項の規定による認可を申請したときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ當該申請事項を記載した書類を當該會社の本店及び支店に備へ置き、利害關係人の閲覧に供しなければならない。

第三十五條の二 前條第一項の規定により認可を申請した特別經理株式會社は、同條第四項において準用する第十五條第一項の規定により不認可の處分を受けた場合には、前條第四項において準用する第十五條第四項の規定により不認可の處分を受けた場合において、同項の認可を申請し、これを準用する。

可の文書に附記される理由に基き、所要の修正を加え、不認可の處分の日から一箇月以内にあらためて前條第一項の規定による認可を申請しなければならない。

第三十五條の三 主務大臣は、第三十五條第一項の規定の適用を受ける特別經理株式會社が、同項の命令の定める期間内又は前條の期間内に認可を申請しない場合及び同條の規定による認可の申請に對し不認可の處分を受けた場合並びに第二十一條第三項の規定の適用を受ける特別經理株式會社の特別代理人が、同項の期間内に認可の申請をしない場合及び同項の規定により認可の申請した整備計畫につき不認可の處分を受けた場合には、當該會社に對し、その解散を命じ、又は期限を定めて第三十五條第一項の規定による認可を申請すべきことを命ずることができる。

前項の規定は、同項の規定により認可を申請すべきことを命ぜられた特別經理株式會社が同項の規定による期限までに認可の申請をしない場合及び同項の規定による認可の申請に對し不認可の處分を受けた場合に、これを準用する。

第十七條第三項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

第三十五條の四 特別經理株式會社は、第三十五條第四項において準用する第十五條第一項乃至第三項の規定による認可があつた場合には、遅滞なくその旨を公告し、且つ當該認可事項を記載した書類を

當該會社の本店及び支店に備へ置き、利害關係人の閲覧に供しなればならない。

第三十五條の五 第三十五條第四項

において準用する第十五條第一項乃至第三項の規定による認可を受けた特別經理株式會社が、第三十五條第四項において準用する第三十四條第二項の規定により資本を減少する場合においては、商法第三百四十二條第一項の規定にかかはらず、株主總會の決議を経ることを要しない。

第三十六條第一項第一号中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項（第二十一條第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第二号乃至第七号を次のように改める。

一 第十七條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定により解散を命ぜられた特別經理株式會社においては、その解散の日

三 第三十五條第一項の規定による認可を受けた特別經理株式會社においては、その認可を受けた日

四 第三十五條の三第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定により解散を命ぜられた特別經理株式會社においては、その解散の日

五 閉鎖機關令第一條の規定により指定を受けた特別經理株式會社においては、その指定を受けた日

同條に左の一項を加える。

第一項第五號の規定による舊勘定及び新勘定の併合については、命令を以て別段の定をすることができる。

第三十九條第二項中「營業税法による」と舊營業税法による各事業年度の純益、地方税法により營業税を課する場合におけるに改める。

第四十條及び第四十條の二第二項中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に改める。

第四十條の三 特別經理株式會社は、主務大臣の定める期間ごとに、決定整備計畫の實行状況を主務大臣に報告しなければならぬ。

第四十五條中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に、「第十七條第一項又は第二項」を「第十七條第一項」に改める。

「第十七條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）又は第三十五條の三第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定による解散命令」に改める。

第四十六條中「勅令」を「政令」に改める。

第四十七條の二 特別經理株式會社の特別管理人は、決定整備計畫の全部の實行を終る日まで決定整備計畫中第六條第一項第八號、第九號、第十五號及び第二十號に定める事項の實行に關し、當該特別經理株式會社の役員若しくは清算人から報告をとり、又は當該特別經理株式會社の帳簿、書類その他必要な物件を検査することができる。

特別管理人は、前項に規定する事項に關し決定整備計畫に違反する行為があつたことを知つたときは、遅滞なく、主務大臣に、これを報告しなければならない。

特別經理株式會社は、決定整備計畫の全部の實行を終る日前においても、前二項の規定の適用を必要としないことを認めるときは、主務大臣に前二項の規定の適用の除外を申請することができる。

前項の規定による申請に對し認可があつたときは、當該特別經理株式會社については、會社經理應急措置法第六條、第十七條乃至第二十二條及び第二十三條第二項の規定は、これを適用しない。

第四十九條の二 主務大臣は、昭和二十二年法律第五十四號（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律）第十五條又は第十六條に規定する事項（特別經理株式會社と第二會社との間においてなされる場合を除く。）について定をなす整備計畫について、第十五條第一項乃至第三項の規定による處分をなす場合には、公正取引委員會の意見を求めなければならない。

第五十三條第二項中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に改める。

第五十四條の二第二項中「第一號」の上に「第一項」を加え、「及び第十五號乃至第十七號」を「第十五號乃至第十七號及び第二十號並びに第二項第五號に」、「第十條第二項」を「第十條第二項及び第三項」に改め、「第二十九條」の下に「第二十九條の二（會社經理應急措置法第十四條

第一項の舊債權の條件に關する部分を除く。）第二十九條の五」を、「第三十一條」の下に「第三十四條の二、第三十四條の三、第三十四條の四第一項、第三項及び第四項、第三十四條の六、第四十條の三、」を加え、「並びに第四十九條」を「第四十九條並びに第四十九條の二に」、「第六條第七號」を「第六條第一項第七號」に改める。

第五十六條第二号中「第六條第十號」を「第六條第一項第十號」に改め、第六條第一項第十號に改める。

第五十八條中「第十六條又は」を「第十六條若しくは」に、「認可の申請を怠つたとき」を「認可の申請を怠つたとき、又は第十七條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して認可の申請を怠つたとき」に改める。

第六十條第一号中「第二十條第二項」の上に「第十八條の三第四項」を、「第三十七條第一項」の上に「第三十五條第三項、第三十五條の四、」を加え、同條第二号中「又は第十八條」を「第十八條、第三十五條第三項又は第三十五條の四」に改め、同條第五号中「又は第五項」を削り、「なす、又は資本の増加をしたとき」を「なさないとき」に改め、同條第七号中「第四十一條第一項」の上に「第四十條の三又は」を加え、同條中第六号及び第七号を夫々、第十一号及び第十二号とし、第五号の次に左の五号を加える。

六 第三十四條の二第一項（第五十四條の二第二項において準用する

する場合を含む。）の規定に違反して退職金を支給したとき

七 第三十四條の四第五項の規定に違反して積立金を使用したとき

八 第四十七條の二第一項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき

九 正當な事由がなく、第四十七條の二第一項の規定により検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき

十 第四十七條の二第二項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき

第十二條第二項中「新勘定に所屬する會社財産が、鐵道財産、工場財産、鑛業財産、軌道財産、運河財産、漁業財産又は自動車交通事業財産に屬する會社財産の一部を新勘定に所屬せしめる場合には當該會社財産は」に改め、同條第三項乃至第五項を次のように改める。

特別經理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日から、第一項の先取特權、質權若しくは抵當權は、その目的であつた會社財産について消滅せず、又は前項の會社財産は、當該財産から除かれなかつたものとみなす。但し、新勘定に所屬せしめられた會社財産が當該會社以外の者の所有に歸した場合又

九二五

は同項の會社財産が當該財團以外の財團に屬せしめられ、若しくは該三者の權利の目的となつた場合においては、この限りでない。

前項の先取特權、質權又は抵當權とこれらの權利の目的であつた會社財産が新勘定に所屬せしめられた後當該會社財産の上に生じた先取特權、質權又は抵當權との間の順位に關しては、同項の先取特權、質權又は抵當權は、舊勘定及び新勘定の併合の日において、設定せられたものとみなす。

第四項但書の場合において、同項但書の會社財産に對して先取特權、質權又は抵當權を有した者は、當該特別經理會社の總財産について、他の債權者に先立つて當該舊債權（企業再建整備法第十九條一項の規定の適用を受ける場合においては、同項の規定によつて確定する額の債權）の辨濟を受ける權利を有する。

前項の規定は、民法の一般の先取特權の行使を妨げない。

同條第一項の次に左の一項を加える。

鐵道財團、工場財團、鑛業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に屬する會社財團の全部が新勘定に所屬せしめられた場合においては、當該財團は、抵當權の消滅により消滅することはないものとする。

第三條 昭和二十二年法律第八号（有價証券の処分調整等）に關する法律の一部を次のように改正する。

第十一條の二 特別經理株式會社の株主又は債權者は、企業再建整備法第二十九條の四の規定による新株の引受權の譲渡を協議會に委託することができる。

第十二條中「前條を」を「第十一條」に改め、「支拂はなければならぬ」との下に「前條の規定により、協議會に對し、權利の譲渡の委託をする者も、また同様とする。」を加える。

第十二條の二 協議會は、指定証券を發行する會社及び第十一條の二の規定により協議會が譲渡の委託を受けた權利に係る新株を發行する特別經理株式會社に對し、その業務及び財産の狀況その他協議會の職務を執行するについて参考となるべき事項に關し、報告又は資料の提出を求めることができる。第二十條中第三号を第四号とし、第二号の次に左の一号を加える。

三 第十二條の二の規定による報告若しくは資料の提出を怠り、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、會社經理應急措置法第十二條の改正規定は、同法施行の日から、これを適用する。

この法律施行前企業再建整備法第五條第一項、第二十一條第一項又は第五十四條の二第一項の規定により認可を申請した整備計画は、同法第六條第一項の改正規定により定めた整備計画及び同條第二項の改正規定によりこれに

添附した書類とみなす。

この法律施行前改正後の會社經理應急措置法第十二條第二項に規定する財團に屬する會社財産の全部又は一部が、當該會社以外の者の所有に歸し、當該財團以外の財團に屬せしめられ、その他第三者の權利の目的となつた場合においては、同項の改正規定は、當該會社財産については、これを適用しない。

企業再建整備法等の一部を改正する法律案 内閣提出に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

○北村徳太郎君登壇 たいだいま議題となりました企業再建整備法等の一部を改正する法律案について、財政及び金融委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の内容について申し述べますと、昨年十月、いわゆる戦時補償の打切りに伴い、企業再建整備法が施行せられたのでありますが、その後種種のやむを得ない事情によつて、同法の規定に基く各企業体の最終的な損失の計算、再建計画の策定等は今日まで完了を見ないで推移してまいりました。しかしながら、先ごろ特別損失の概算も終りましたので、いよいよ再建整備の最終的処理の段階である整備計画提出の時期に相なつたのであります。

が、その後経済界の実情に即して、企業再建整備法等の一部に若干の修正を加える必要を生じたので、ここにこの法案が提出されたのであります。次に、おもなる改正の要点を申し述べ

べますと、まず第一に、特別損失を処理した後、特別經理會社がその資本構成を整えるため増資をする場合において、特別損失を負担した株主及び債權者に万遍なく會社の資産の含み利益にあずからせる、すなわちその含み利益を享受させる途を與えるため、新株發行の際額面超過金の交付を認め、かつ新株の引受權を他に譲渡することを認めようとするものであります。

その二は、特別經理會社の整備計画の法律的効力を強化いたしましたして、當該會社の株主、債權者、第二會社の株主等を拘束することとしたこととあります。

第三は、特別經理會社がいわゆる第二會社を設立する場合において、従業員に對しては第二會社に承継せられる従業員に對しては退職金を支拂われないこととし、これに代り第二會社は、旧會社に勤務した従業員の在職期間を引継いで、自分の會社における在職と同様に取扱うとともに、旧會社の特別損失處理にあたつて、任意準備金の一部を退職金支拂の準備のため特に留保して、第二會社に對してもこの準備金を承継させることとあります。

第四に、特別經理會社の旧債の處理、第二會社の金融等を容易にするために、商法等に對し特例を認め、社債の發行限度の制限を緩和し、財團抵當の登記の場合の附屬物件の一括登記の特別措置を講じようとするものであります。

第五は、會社の整備計画の作成にあり、なるべく廣汎な利害關係者の意見をこれに盛りこみ、その内容を公正

ならしめるために、その提出に際し、利害關係人から反対意見の表明があつた場合には、これを附記し、提出せられてからは、利害關係人から主務大臣に異議の申立ができることとなつております。

第六は、整備計画の適正なる実行を確保するため、定期的な実行状況の報告義務を課するとともに、特別管理人の監督の制度を設けようとする点であります。

第七に、以上の企業再建整備法の改正に伴い、會社經理應急措置法の一部を改正いたし、特別經理會社の旧勘定に屬する資産の上に存する担保の處理を円滑ならしめるための必要な改正規定を設けております。

最後に、有價証券の処分の調整等に關する法律を改正して、特別經理會社の株主または債權者が新株の引受權を譲渡する場合に、これを証券處理調整協議會に委託することを認めるとともに、協議會に証券發行會社の經理その他の業務の内容を詳らかにする権限を與えることとしたしております。

本案は、去る十一月八日日本委員會に付託されたもので、十一日政府より提案理由の説明を聴き、翌十二日細部にわたつて説明を求めましたが、これらは商業委員會とも関連が有りますので、二十六日連合審査會をもつて審議いたしました。委員よりは、かように重要な法案を何ゆえもと早く出さなかつたか、また未拂込株式の問題などについて質疑があり、それら政府より、答弁がありました。が、本案は技術的な問題であるので、次いで討論に入りましたところ、社会黨を代表して中

崎委員、自由党より塚田委員、國民協同党内藤委員より、その賛成意見を述べられ、採決の結果、全会一致をもって可決いたしました。簡單でございますが、以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第六 船員法戦時特例を廃止する法律案(内閣提出)
第七 造船事業法を廃止する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第六、船員法戦時特例を廃止する法律案、日程第七、造船事業法を廃止する法律案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員長正木清君。

船員法戦時特例を廃止する法律案
船員法戦時特例は、これを廃止する。

附則
この法律は、公布の日から一箇月を経過した日から、これを施行する。

この法律施行の際現に存する雇入契約につき船員法戦時特例第二條の規定により公認を免除された更新又は変更で、この法律施行の日から最

も近い時になされたものは、船員法第三十七條の規定の適用については、この法律施行の日になされたものとみなす。

船員法戦時特例を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

造船事業法を廃止する法律案
造船事業法及びこれに基いて発した命令は、これを廃止する。

附則
この法律は、昭和二十三年三月三十一日から、これを施行する。

造船組合及び造船組合連合会の課税及び清算並びにこの法律施行前になした行為に対する罰則の適用については、旧法及びこれに基いて発した命令は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

造船事業法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔正木清君登壇〕
○正木清君 ただいま議題となりました船員法戦時特例を廃止する法律案及び造船事業法を廃止する法律案に関する運輸及び交通委員会における審査の経過並びに結果について、簡単に御報告申し上げます。

船員法戦時特例を廃止する法律案は十一月十八日、造船事業法を廃止する法律案は十一月二十一日、それぞれ本委員会に付託されたのであります。が、十一月二十二日これを一括議題として、政府から提案理由の説明を聴取いたしました。

船員法戦時特例を廃止する法律案の趣旨を簡単に申し上げますと、船員法戦時特例は、許可、認可等の臨時措置法に基く勅令でありまして、旧船員法のもとにおいて、船員の雇入れ契約の更新または変更の場合、管下官廳の公認をうけること及び公認をうける場合、船員の管下官廳に出頭することを免除して、官廳事務を簡易化し、船舶の速発をはかることを目的として、昭和十九年に制定されたものであります。が、現在ではその存続の必要がないのみならず、船員の労働保護の完璧を期する上からも、またこれを廃止せんとするものであります。

次に、造船事業法を廃止する法律案の趣旨でございますが、造船事業法は、戦時船舶の増強をはかるために、造船事業の統制と保護育成とを目的として、昭和十四年に制定されたものであります。造船組合の規定その他いわゆる独占禁止法の精神に反する規定が少なくないので、これを廃止しようとするものであります。なお本法施行の期日は、國際情勢と、わが國經濟の現狀に即應した造船に関する法律を新たに制定する準備等の關係から、明年三月三十一日としたしてあるのであります。

越えて、十一月二十六日質疑にはいつたのであります。が、船員法戦時特例を廃止する法律案について、この戦時特例は新船員法の施行と同時に廃止するべきものではなかつたか、手間どつて今日に及んだ理由いかんとの質疑がありました。これに対して政府側から、この戦時特例は勅令ではあるが、これが廃止は、その内容より見て、新

憲法の精神により法律をもつてしなればならないことになつたためであるとの答弁がありました。

また、造船事業法を廃止する法律案については、準備中であるという新しい造船に関する法律の腹案があるなら、その内容を承りたいとの質疑に對しましては、わが國の國際的地位に鑑み、今後わが國に許されるであらう造船能力と資材は、これを最も有効に使用していかねばならないので、造船事業を許可すること、船舶用機関、機装用品等については規格を定めること、造船技術の振興、船舶の改善をはかるために造船に関する研究を命じ得ることとする、船舶用機関の性能等の試験を受けなければならないこととする、等を中心として、新時代に即應した造船法をつくりたいと考えておる旨の政府答弁がありました。その他詳細に関しては、會議録に譲りたいと思ひます。

次いで、質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに両法案を一括議題として採決に入り、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、簡單ではございますが、報告を終ります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

第八 郵便貯金法案(内閣提出參議院送付)

○議長(松岡駒吉君) 日程第八、郵便貯金法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長岡田勢一君。

郵便貯金法案
郵便貯金法目次
第一章 總則
第二章 業務に関する通則
第三章 通常郵便貯金
第四章 特別郵便貯金
第一節 すえ置郵便貯金
第二節 積立郵便貯金
第三節 定額郵便貯金
第四節 特別すえ置郵便貯金
第五節 すえ置期間経過後の特
別郵便貯金
第五章 保管証券
附則
第一章 總則

第一條(この法律の目的) この法律は、郵便貯金を簡易で確實な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、國民の經濟生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。

第二條(郵便貯金の國營及び通信大臣の職責) 郵便貯金は、國の行う事業であつて、通信大臣が、これを管理する。

通信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有すること。

一 この法律に従ひ省令を発すること。

二 法律に触れない範圍におい

て、郵便貯金の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便貯金事務の窓口取扱時間を定めること。

三 法律に触れない範囲において、貯金原簿所管廳及び証券原簿所管廳を設置し、又は廃止すること。

四 郵便貯金の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。

五 法律に触れない範囲において、郵便貯金の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便貯金の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六 郵便貯金事業を行うため、財政及び会計に関する法令の定めるところに従い、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便貯金に關し通信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條(通信大臣の職權の委任) 通信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に關するものを、條件を定めて、通信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條(郵便貯金の業務に従事する官吏) 郵便貯金の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に關する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條(訴訟について國を代表する者) 郵便貯金に關する民事訴訟については、通信省貯金局長又はそ

の指定する官吏が、國を代表する。

第六條(印紙税の免除) 郵便貯金に關する書類には、印紙税を課さない。

第二章 業務に關する通則

第七條(郵便貯金の種類) 郵便貯金は、左の五種とする。

一 通常郵便貯金 預入及び拂もどしについて特別の條件を附けないもの。

二 すえ置郵便貯金 一定のすえ置期間を定める以外に預入及び拂もどしについて特別の條件を附けないもの。

三 積立郵便貯金 一定のすえ置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回集金に應じて預入するもの。

四 定額郵便貯金 一定のすえ置期間を定め、分割拂もどしをしない條件で一定の金額を一時に預入するもの。

五 特別すえ置郵便貯金 一定のすえ置期間を定め、この法律の定めるところにより発行する郵便貯金切手を以て預入するもの

通常郵便貯金以外の郵便貯金は、これを特別郵便貯金と總稱する。

第八條(團體取扱) 通信官署は、省令の定める簡易な手続により、郵便貯金の團體取扱をする。

郵便貯金の團體取扱において、官公署、学校、会社、工場その他の事業場に屬する者が團體を組織して、その團體の代表者の名義で、又は取まとめ人を通じて各

別の名義で、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金をするのでできるものとする。

第九條(証券の購入、保管及び賣却) 通信官署は、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金の預金者の請求に因り、左の取扱をする。

一 貯金の一部で國債証券その他の証券を購入保管し、又はこれを賣却すること。

二 預金者の所有する國債証券その他の証券を保管し、又はこれを賣却すること。

第十條(貯金總額の制限) 貯金總額は、一の預金者につき三万円を超えてはならない。但し、左に掲げる法人又は團體については、この限りでない。

一 地方公共團體

二 水利組合、水利組合連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合會

三 國立、公立又は私立の學校及び宗教法人

四 労働組合

五 孤兒院及びこれに準ずる慈善團體並びに健康保險組合及びこれに準ずる相互扶助團體で當利を目的としないもの

前項第五号に掲げる法人又は團體は、省令でこれを定める。

第十一條(貯金の減額) 貯金總額が前條に規定する制限額を超えたときは、通信官署は、その旨を預金者に通知する。

第二項の規定により通知を發した日から一箇月以内に預金者が前項の規定による減額をしないときは、通信官署は、制限額以内に減額するのに必要の限度において、その貯金の一部で國債証券を購入保管する。

前項の規定により購入保管した國債証券については、通信官署は、預金者の請求に因り、その賣却の取扱をする。

第十二條(利子及び割増金) 特別すえ置郵便貯金以外の郵便貯金には、左の利率により、利子を附ける。

一 通常郵便貯金 年二分七厘六毛

二 すえ置郵便貯金 年三分三毛六糸

三 積立郵便貯金 年三分一厘二毛

四 定額郵便貯金 預入の月の初日から拂もどし金の拂渡(拂もどし証書を發行するときはその發行)の日までの期間が五年を超えるととき 年三分五厘

同四年を超え五年以下であるとき 年三分三厘五毛

同三年を超え四年以下であるとき 年三分二厘

同二年を超え三年以下であるとき 年三分一厘

同二年以下であるとき 年三分

定額郵便貯金については、割増金をくじびきにより附ける取扱をすることができ、割増金を附ける

取扱をする定額郵便貯金(以下割増金附定額郵便貯金という)には、そのすえ置期間中利子を附けない。

郵便貯金切手には、割増金をくじびきにより附ける。

第十三條(利子の計算) 利子は、預入の月からこれを附ける。

拂もどし金に相當する貯金には、その拂渡(拂もどし証書を發行するときはその發行)の月の利子を附けない。預入の月において拂もどし金の拂渡(拂もどし証書を發行するときはその發行)があつたときも、同様とする。

通常郵便貯金及びすえ置郵便貯金にあつては、一円未満の端数に、積立郵便貯金にあつては、十銭未満の端数に利子を附けない。

第十四條(郵便貯金通帳及び郵便貯金証書の交付) 通信官署は、通常郵便貯金、すえ置郵便貯金又は積立郵便貯金の預金者には郵便貯金通帳(以下通帳という)を、定額郵便貯金又は特別すえ置郵便貯金の預金者には郵便貯金証書(以下貯金証書という)を交付する。

第十五條(証券保管証の交付) 通信官署は、第九條又は第十一條第三項の規定により証券を保管したときは、預金者に証券保管証を交付する。

第十六條(通帳の冊数の制限) 預金者は、左の各号の一に該當する場合を除いては、二冊以上の通帳を以て預入をしてはならない。

一 第十條第一項但書に掲げる法人又は團體であるとき。

定額郵便貯金については、割増金をくじびきにより附ける取扱をすることができ、割増金を附ける

- 二 予え置期間の異なる予え置郵便貯金をするとき。
- 三 積立郵便貯金をするとき。
- 四 團體取扱の郵便貯金をするとき。
- 五 通常郵便貯金、予え置郵便貯金、積立郵便貯金及び團體取扱の郵便貯金のうち二以上の郵便貯金をするとき。
- 第十七條(通帳の冊数の制限違反) 前條の規定に違反して預金者が二冊以上の通帳を以て預入をしたときは、その通帳のうち最初に交付したものに記入した貯金を除いては、利子を附けない。この場合において交付の日附を同じくする通帳が二冊以上あるときは、貯金の現在高の最も多い通帳に記入した貯金を除いては、利子を附けない。

預金者は、前項第一号又は第二号の規定による再交付を受けるときは、その料金として通帳一冊又は貯金証書若しくは証券保管証一枚につき一円を納付しなければならない。

第十九條(貯金原簿及び証券保管原簿) 貯金の受入及び拂出については、貯金原簿所管廳において、貯金原簿に記録する。

第九條又は第十一條第三項の規定により保管する証券(以下保管証券という。)の受入及び拂出については、証券保管原簿所管廳において、証券保管原簿に記録する。

第二十條(利子記入) 貯金原簿所管廳は、通常郵便貯金又は予え置郵便貯金の預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより元金に加えられた利子を通帳に記入する。

貯金原簿所管廳は、期間を限り、第十條第一項但書に掲げる法人又は團體以外の者の郵便貯金について前項の規定による記入をしないことができる。

前項の期間は、通信大臣が、これを定めて公示する。

第二十一條(確認) 貯金原簿所管廳又は証券保管原簿所管廳は、預金者の請求に因り、貯金の現在高又は証券の保管を確認し、その旨をその通帳、貯金証書又は証券保管証に表示する。

第二十二條(通帳等の提出) 通信官署は、必要があるときは、預金者に対し通帳、貯金証書又は証券保管証の提出を求めることができる。

第二十三條(印章) 預金者は、郵便貯金に関する手続をするには、省令の定める場合を除いて、印章を押さなければならない。

前項の印章は、当該郵便貯金につき一に限る。

預金者は、通信官署に届け出て第一項の印章を変更することができる。

第二十四條(譲渡制限) 郵便貯金又は保管証券に関する預金者の権利は、左の場合を除いては、これを譲り渡すことができない。

一 親族に譲り渡すとき。

二 遺言によつて譲り渡すとき。

第二十五條(証明) 通信官署は、預金者の眞偽を調査するため必要な証明を求めることができる。

第二十六條(正当の拂渡) この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て郵便貯金を拂い渡し、又は保管証券を交付したときは、正当の拂渡又は交付をしたものとみなす。

第二十七條(免責) 通信官署は、左の場合において郵便貯金の拂い渡し金の拂渡を延期したときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一 拂い渡すべき郵便局において現金に余裕のないとき。

二 預金者の提出すべき書類が不完全なとき。

三 不可抗力に因り拂い渡すことができないとき。

二十八條(料金の還付) 郵便貯金に関する既納の料金は、過納又は誤納のものに限り、これを納付した者の請求に因り還付する。

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十九條(貯金及び保管証券に関する権利の消滅) 十年間貯金の預入及び拂い出し並びに証券の購入、保管、賣却又は返付の請求がなく、且つ、利子の記入又は貯金若しくは保管証券の確認のためにする通帳、貯金証書又は証券保管証の提出がない場合において、通信官署がその預金者に対し通帳、貯金証書若しくは証券保管証を提出し、又は貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を發した日から二箇月以内に、なお通帳、貯金証書若しくは証券保管証の提出又は貯金の処分の請求がないときは、その貯金及び保管証券に関する預金者の権利は、消滅し、保管証券は、國庫に帰属する。

特別郵便貯金については、その予え置期間は、前項に規定する十年の期間にこれを算入しない。

第三十條(利用の制限及び業務の停止) 通信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、貯金原簿所管廳、証券保管原簿所管廳又は郵便局を指定し、且つ、期間を定め、郵便貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第三十一條(非常取扱) 通信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため

必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定め、郵便貯金に關し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができる。

第三章 通常郵便貯金

第三十二條(預入金額の最低制限) 通常郵便貯金の一度の預入金額は、五円以上でなければならない。

第三十三條(預入の証明) 通常郵便貯金の預入は、郵便局又は貯金原簿所管廳において、その金額を通帳に記入して、これを証明する。

第三十四條(有價証券の預入) 左に掲げる有價証券は、省令の定めるところにより、その券面金額でこれを通常郵便貯金に預入することができる。

一 無記名の地方債証券及びその利札で支拂期の開始したものの

二 持参人拂の小切手

前項の有價証券で割増金附のものについては、その割増金もともに預入することができる。

第一項の有價証券で所得税を課せられるものについては、その預入金額は、券面金額から所得税額を控除した残額とする。

第一項の規定による預入に係る通常郵便貯金については、当該有價証券が決済された後でなければ、貯金の現在高がその有價証券による預入金額を下るような拂い出しをすることができない。

第三十五條(預入された有價証券の決済不能) 通常郵便貯金に預入した有價証券が通信官署の責に帰

すべからざる事由に因り決済することができないときは、その預入は、初からなかつたものとみなす。

第三十六條(一部拂もどしに關する制限) 預金者は、通常郵便貯金の一部拂もどしの場合には、十銭未満の端数の拂もどしを請求することできない。但し、第十條第一項但書に掲げる法人又は團體の通常郵便貯金については、この限りでない。

預金者は、通常郵便貯金の一部拂もどしの場合には、元金に加えられる利子の拂もどしを請求することができない。

第三十七條(拂もどし金の拂渡) 通常郵便貯金の拂もどし金の拂渡は、通帳の提示を受けて(省令の定める場合には貯金原簿所管廳の発行する拂もどし証書と引き換えに)これをする。

第三十八條(拂もどし証書の有効期間) 拂もどし証書の有効期間は、その発行の日から二箇月とする。通信大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

第二十七條に規定する場合において拂もどし金の拂渡を延期した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第三十九條(拂もどし証書の再交付) 通信官署は、左の場合において預金者の請求があるときは、拂もどし証書を再交付する。

一 預金者が拂もどし証書を亡失したとき。

二 拂もどし証書が汚染され、又は損毀されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三 拂もどし証書の有効期間が経過したとき。

預金者は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金をして証書一枚につき一円を納付しなければならない。

第四十條(拂もどし金に關する権利の消滅) 拂もどし証書の有効期間の経過後三年間拂もどし証書の再交付の請求がないときは、その拂もどし証書に記載された金額の貯金に關する預金者の権利は、消滅する。

第四章 特別郵便貯金 第一節 すえ置郵便貯金 第四十一條(拂もどし及び証券交付の制限) すえ置郵便貯金においては、すえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂もどすことができない。又、保管証券の交付を受けることができない。但し、通信大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、すえ置期間内でも貯金を拂もどすことができる。

前項但書の場合には、第三十六條乃至第四十條の規定を準用する。

第四十二條(すえ置期間) すえ置郵便貯金のすえ置期間は、最初の預入の日又は第四十三條の規定による変更を請求した日から三年以上十年以下とし、預金者が、これを定める。但し、一年未満の端数を附けることができない。

前項の規定により定めたるすえ置期間は、省令の定めるところにより、これを延長することができ。

第四十三條(通常郵便貯金の變更) 通常郵便貯金は、預金者の請求に因り、これをすえ置郵便貯金に変更することができる。

第四十四條(準用規定) すえ置郵便貯金には、第三十二條乃至第三十五條の規定を準用する。

第二節 積立郵便貯金 第四十五條(拂もどし制限) 積立郵便貯金においては、そのすえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂もどすことができない。但し、通信大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、すえ置期間内でも貯金を拂もどすことができる。

前項但書の場合には、一部拂もどしの取扱をしない。

第一項但書の場合には、第三十七條乃至第四十條の規定を準用する。

第四十六條(すえ置期間) 積立郵便貯金のすえ置期間は、最初の預入の日から三年とする。

第四十七條(預入金額) 積立郵便貯金の一回の預入金額は、二十円以上五百円以下とし、預金者が、これを定める。但し、十円未満の端数を附けることができない。

前項の金額は、毎回同額でなければならぬ。但し、省令の定めるところにより、これを變更することができる。

第四十八條(預入金の合併預入) 郵便局長は、預金者の請求に因り、積立郵便貯金について、同時に二回分以上の預入金を預入させることができる。

第四十九條(集金取扱の停止) 積立郵便貯金の預金者が一年内に三回以上預入をしなかつたときは、郵便局長は、集金の取扱を停止することができる。

第五十條(預入を取り扱わない地域) 離島その他交通不便の地域で通信大臣の指定する地域においては、積立郵便貯金の預入の取扱をしない。

第五十一條(準用規定) 積立郵便貯金には、第三十三條の規定を準用する。

第三節 定額郵便貯金 第五十二條(拂もどし制限) 定額郵便貯金においては、そのすえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂もどすことができない。但し、割増金附定額郵便貯金以外の定額郵便貯金にあつては、通信大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、すえ置期間内でも貯金を拂もどすことができる。

第五十三條(すえ置期間) 定額郵便貯金のすえ置期間は、預入の日から一年とする。

割増金附定額郵便貯金のすえ置期間は、預入の日から一年又は二年とする。

第五十四條(預入金額) 定額郵便貯金の預入金額は、百円、二百円、三百円、五百円、千円又は三千元とする。

第五十五條(拂もどし金の拂渡) 定額郵便貯金の拂もどし金の拂渡は、貯金証書省令の定める場合には貯金原簿所管廳の発行する拂もどし証書と引き換えにこれをする。

第五十六條(準用規定) 定額郵便貯金には、第三十三條乃至第三十五條及び第三十八條乃至第四十條の規定を準用する。この場合においては、第三十三條中「通帳」とあるのは、「貯金証書」と読み替へるものとする。

第四節 特別すえ置郵便貯金 第五十七條(拂もどし制限) 特別すえ置郵便貯金においては、そのすえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂もどすことができない。

第五十八條(すえ置期間) 特別すえ置郵便貯金のすえ置期間は、預入の日から五年とする。

第五十九條(郵便貯金切手の発行) 郵便貯金切手は、無記名とし、通信大臣が、これを発行し、郵便局において、これを賣りさばく。

第六十條(郵便貯金切手の券面金額) 郵便貯金切手の券面金額は、五円、十円又は二十円とする。

第六十一條(郵便貯金切手を以てする預入) 特別すえ置郵便貯金の預入は、くじびきの終つた郵便貯

期間は、預入の日から一年又は二年とする。

第五十四條(預入金額) 定額郵便貯金の預入金額は、百円、二百円、三百円、五百円、千円又は三千元とする。

金切手を以て、その券面金額でこれをする。

特別すえ置郵便貯金の預入金額は、二十四以上でなければならぬ。但し、発行の月の翌月の初日から起算し三年を経過した郵便貯金切手を以てするときは、この限りでない。

郵便貯金切手の発行の月の翌月の初日から起算し五年を経過したときは、その郵便貯金切手を以て、特別すえ置郵便貯金の預入をすることができず、又いかなる償還をも受けることができない。

第六十二條(準備規定) 特別すえ置郵便貯金には、第三十三條の規定を準用する。この場合において、同條中「通帳」とあるのは、「貯金証書」と読み替へるものとする。

第五節 すえ置期間経過後の特別郵便貯金

第六十三條(特別郵便貯金のすえ置期間の経過) 特別郵便貯金は、そのすえ置期間(定額郵便貯金にあつては預入の日から十年)が経過したときは、通常郵便貯金となる。この場合における定額郵便貯金又は特別すえ置郵便貯金であつた通常郵便貯金の全部拂もどして第六十四條第一項の規定による通帳の交付の請求前のものであるときは、第五十五條の規定を準用する。

第六十四條(通帳の引換交付) 前條の場合において、すえ置郵便貯金以外の特別郵便貯金であつた通常郵便貯金の預金者は、その貯金の全部拂もどしをしないときは、その特別郵便貯金の通帳又は貯金証書の交付又は貯金の預入又は一部拂もどしの取扱をしない。

第五節 保管証券
第六十五條(保管証券の種類) 第九條に規定する取扱をする証券は、國債証券、貯蓄債券及び報國債券とする。

書と引き換えに通常郵便貯金の通帳を交付することを通信官署に請求しなければならない。
預金者が前項の規定による通帳の交付を請求しないときは、通信官署は、その特別郵便貯金の通帳又は貯金証書によつては、貯金の預入又は一部拂もどしの取扱をしない。

第六十六條(保管証券の価格) 第九條又は第十一條第三項の規定により購入し、又は賣却する証券の価格は、通信大臣が、大蔵大臣と協議し、時價を参考として、これを定める。

第六十七條(料金) 保管証券の購入、保管及び賣却の料金は、証券一枚につき、二十銭にその券面金額の千分の二に相当する金額を加えた金額の範囲において、省令でこれを定める。

第六十八條(第一項の規定による保管証券の利子の組入の料金は、証券一枚につき一銭とする。

第六十九條(無記名の保管証券の返付及び賣却) 無記名の保管証券を返付し、又は賣却すべきときは、通信官署は、その保管証券に代えて、これと名称、記号及び券面金額を同じくする他の証券を交付し、又は賣却することができ、第七十條(貯金の全部拂もどし又は譲渡の場合における保管証券) 貯金の全部拂もどしをするときは、通信官署は、預金者に保管証券を返付する。

因り賣却した保管証券の代金は、貯金原簿所管廳の発行する拂もどし証書と引き換えにこれを拂ひ渡し、又、すえ置郵便貯金の預金者の請求に因り賣却した保管証券の代金は、これを貯金に組み入れる。前項の拂もどし証書については、第三十八條乃至第四十條の規定を準用する。

第六十九條(無記名の保管証券の返付及び賣却) 無記名の保管証券を返付し、又は賣却すべきときは、通信官署は、その保管証券に代えて、これと名称、記号及び券面金額を同じくする他の証券を交付し、又は賣却することができ、第七十條(貯金の全部拂もどし又は譲渡の場合における保管証券) 貯金の全部拂もどしをするときは、通信官署は、預金者に保管証券を返付する。

預金者が郵便貯金に関する権利を譲り渡した場合において、別段の意思表示をしなかつたときは、保管証券に関する権利もともに譲り渡したものとみなす。

附則
この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法は、これを廃止する。

旧法は、振替計算のためにする預入金については、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

この法律に定めない種類の郵便貯金又はこの法律に定めない取扱をする郵便貯金でこの法律施行の際現に存するもの、この法律施行前に一定

の期間拂もどしをしない條件を以て預入した郵便貯金、この法律施行前に発行した郵便貯金切手及びこの法律施行前に保管した第六十五條に規定する証券以外の証券でこの法律施行の際現に保管するものについては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

この法律施行前に預入した前項に規定する郵便貯金以外の郵便貯金でこの法律施行の際現に存するもの及びこの法律施行前に保管した第六十五條に規定する証券でこの法律施行の際現に保管するものについては、この法律を適用する。

郵便貯金法案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔岡田勢一君登壇〕

○岡田勢一君 ただいま議題となりました郵便貯金法案に關し、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の制定理由であります。現行郵便貯金法は、明治三十八年に制定されて以來、一部の改正を除いては、ほとんど旧態のまま今日に及んだのでありまして、新憲法が実施され、郵便貯金事業も顯著な発達を遂げた現情勢のもとにおきましては、これに根本的修正を加えて、一面憲法の要請する國民の権利の尊重と官業の民主化をはかるとともに、他面、刻下の急務たる貯蓄増強の方途を講ずる必要があり、ますので、政府は、現行郵便貯金法を廃止して、新たに時代の要求に合致した郵便貯金事業の基礎法を制定するの

必要を認めて、本法案を提出するに至つたのであります。

本法案が現行郵便事業法と著しく違つてゐる要点を申し上げますと、第一、現行法はわずかに十人餘からなり、制度の根幹を最少限度に規定するに過ぎず、制度の実体はほとんど省令に委ねられてゐるのであります。が、本法案は、新憲法の要請に副い、冒頭に法律制定の精神及び事業の管理者たる通信大臣の職責を掲げたほか、貯金の種類、利率、利子計算、各種請求権等、利用條件として重要なものはすべてこれをこの法律で規定してゐること、第二に、最近の経済事情に対応するとともに、インフレ防止策の一環として貯蓄の増強に資するため、郵便貯金の總額の制限額を現行の一万円から三万円に引上げたこと、第三に、新たに割増金附郵便貯金の制度を設けたこと、この制度は民間金融機関においてすでに実施して相當の効果をあげてゐる割増金附預金の制度にならぬ、定額郵便貯金の一態様として、一年または二年の据置期間中を無利子とし、その代りくじ引によつて割増金をつける制度でありまして、これによつて大口貯蓄の吸収をはからうとするものであります。第四に、現行法は郵便振替貯金に關する規定を置いてゐるものであります。が、この制度は貯蓄手段たる本来の郵便貯金の制度とは目的及び内容に著しい相違があり、ますので、右に關する規定は、別個に郵便振替貯金法を制定する予定のもとに、郵便貯金法案からはこれを除いたこと等であり、ます。なお、本法案の施行期日を本年十二月一日とする旨並びに振替貯金制度に關してはこの法律施

行後でも旧法がなおその効力を有する旨、附則で規定してゐるのであります。

以上、現行法と対照しつつ本法案の概要を御説明申し上げたのであります。が、本月十四日、予備審査のため本法案の付託を受けまして以来、委員会は数次にわたつて會議を開催し、政府の提案理由並びに内容の説明を聴取した後、引続き質疑に入つたのであります。質疑應答の詳細は會議録に譲ることとしたしまして、次にその二、三につき、要点をかいつまんで申し上げます。

まず、本法案の施行期日は本年十二月一日になつてゐるが、國民に周知徹底させるための準備期間が必要ではないかという間に對しまして、政府は、特に割増金附貯金制度による年末浮動資金の吸収をはかるために本法案の施行を急いだ旨の答弁がありました。

次に、貯金総額の制限額を三万円とした理由いかんという質疑に對しましては、政府は、最近の經濟情勢に鑑み、貯金総額の制限額は相当引上げの必要を認め、一面、一般金融機關に對する影響をも考慮し、所得税、印紙税免除の特権を有する郵便貯金としては、その制限額を國民貯蓄組合法による預金利子に関する所得税免稅点たる三万円とすることが最も適當であると考へた旨を答へておりました。

次に、割増金附郵便貯金制度による本年度内の貯蓄吸収見込額についての質疑に對しましては、政府は、明年三月までに二十五億圓ないし三十億圓程度をこの制度によつて獲得する予定である旨を答へておりました。

最後に、郵便貯金は現在大藏省預金部においてこれを運用し、郵便貯金事業に要する経費は、預金部特別會計より通信事業特別會計に繰入れられてゐるが、運用利回りを高めて通信事業會計收支の改善に資するため、郵便貯金の運用もこれを通信省に移管してはどうかという問いに對しましては、政府は、郵便貯金は現在大部分國債に投資せられており、その運用を通信省に移管しても、にわかには運用利率を高めることは困難である旨を答へておりました。

なお附け加えて申し上げますが、本法案の施行につき新たに必要とする経費は、割増金附郵便貯金の実施に要する経費約三千五百萬圓でありまして、本年度当初予算の予備費中より支弁することになつております。

かくて委員会は、本月二十五日本法案に對する質疑を終了し、同二十六日本付託をまつて、翌二十七日討論を行つたのであります。討論の際、日本社会党を代表して成田知巳君、民主党を代表して長谷川政友君、日本自由党を代表して白井佐吉君、日本共産党及び日本農民党を代表して林百郎君より、それら原案に賛成意見を述べられ、次いで採決の結果、全員一致をもつて原案の通り可決した次第であります。以上御報告申し上げます。

(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長長の報告の通り決するに御異議ありませんか。
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

り可決いたしました。
内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案(内閣提出)
地方財政委員会法案(内閣提出)
内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律案(内閣提出)
○安平鹿一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案、地方財政委員会法案及び内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律案の三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案、地方財政委員会法案、内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員長長竹山祐太郎君。

内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案
内務省は、昭和二十二年十二月三十一日限り、これを廃止する。この目的のために、左に掲げる勅令は、これを廃止する。
内務省官制
内務省調査局臨時設置制

戦時復興院官制
附則
戦災復興院特別建設局臨時設置制

從前内務省において所管した事務でその廃止の日において残存するものは、内閣総理大臣の管理に属する内務局においてこれを所掌する。從前内務省の組織及び職員で内務局の事務処理のため必要なものは、政令の定めるところによりこれに移管される。

内務局の長は、國務大臣を以てこれに充てることができる。
内務局は、臨時の機關とし、法律の定めるところに従い、その権限が他の機關に移管され、又は廃止される時に、その権限を失ひ、又はその存立を失ふ。

内務局は、いかなる場合においても、その設置の日から九十日を超えて存続することはできない。
内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

地方財政委員会法案
第一條 内務省の廃止に伴い、地方財政の自主化に資するため、内閣総理大臣の管理のもとに、臨時に、地方財政委員会を置く。
第二條 地方財政委員会は、國家公益と地方公共團體の自主権とを調和するように、地方財政の自主化を図るため、左に掲げる事項を包含する計画を立案する。
一 租税の賦課及び徴収に関する

事項
一 借入及び公債の發行に関する事項
二 予算、経理及び決算に関する事項
四 地方行政遂行のため必要な國家資金の公平な配分に関する事項

五 地方公共團體の政府に對する財政報告に関する事項
第三條 地方財政委員会は、前條の規定による事務の遂行上必要があるときは、証人を喚問し、又は關係機關に對し記録の提出を命ずることが出来る。
第四條 地方財政委員会は、左に掲げる者に就き、内閣総理大臣の任命した委員を以て、これを組織する。

一 他の行政事務を分担管理しない國務大臣 一人
二 國會議員の中から代表者として衆議院議長及び参議院議長の指名した者 一人
三 都道府縣知事の代表者として 一人
四 市長の代表者として 一人
五 町村長の代表者として 一人

第五條 地方財政委員会の委員長は、國務大臣たる委員を以て、これに充てらる。
委員長は會務を総理し、委員会を代表し、所部の職員を指揮監督する。
委員長に故障があるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
第六條 地方財政委員会は、委員三

人以上の同意を以て、会務を決する。

第七條 地方財政委員会の委員（國務大臣たる委員を除く）は、一般官吏の俸給の額よりも高く、國務大臣の俸給の額よりも低い額の範囲内で、内閣総理大臣の定める額の手当を受けるものとする。

昭和二十二年法律第八十号第七條の規定は、國會議員で地方財政委員会の委員を兼ねる者の受ける手当について、これを準用する。

第八條 法律で定める事務を補佐させるため、地方財政委員会に事務局を置く。

事務局には、政令の定めるところにより、必要な職員を置く。但し一級官及び二級官の定員は、通じて十二人を超えてはならない。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、これを施行する。

第二條の規定による計画に関する地方財政委員の立案に基く所要の法律案は、この法律公布の日から九十日以内に、これを國會に提出しなければならない。

地方財政委員会は、第二條の規定による計画の提出後においても、その実施について必要な諸般の調査を行うため、この法律公布の日から一年間を限り、存続するものとする。

第三條の規定は、この場合における調査の事務に關し、これを準用する。

地方財政委員会は、前項の規定による調査の結果に基き、関係機關に對し所要の勧告をなすことができ

る。

地方財政委員会の最初の委員が、全員任命されるまでの間は、逐次任命された委員だけで会務を処理することができる。

内務省の廃止後は、法律を以て別段の規定をなすまでの間は、地方税法、地方分限税法その他の法令により、地方財政に關し從來内務大臣に屬した権限は、臨時に地方財政委員会の補佐により、内閣総理大臣がこれを行うものとする。

地方財政委員会法案（内閣提出）に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

内務省官制等廃止に伴う法令の整理に關する法律案

第一條 左に掲げる法令中「内務大臣」を「主務大臣」に改める。

土地收用法

運河法

水道條例

下水道法

水利組合法

國籍法

明治三十一年法律第二十一号

（外國人を養子又は入夫となす件）

史蹟名勝天然紀念物保存法

昭和二十一年勅令第一号（政

党、協会その他の團體の結成の禁止等に関する件）

統帥等所持禁止令

外國人登録令

昭和二十一年内務省令第二十五号（掠奪品の没収及び報告に關する件）

昭和二十一年内務省令第三十号

（正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者の調査に關する件）

昭和二十一年内務省令第三十一号（外國映画の調査に関する件）

第二條 行政官廳法の一部を次のように改正する。

第十三條中「戰災復興院總裁」を「建設院の長」に改める。

第三條 連合國最高司令官から政府に返還された物品等の処分に関する事務は、当分の間、内閣総理大臣の管理の下に、建設院事務局においてこれを掌る。

第四條 連合國最高司令官の要求に基く掠奪品の調査、保管及び処分に関する事務は、当分の間、外務大臣の管理の下に、終戦連絡事務局においてこれを掌る。

（正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者の調査に關する件）

昭和二十一年内務省令第三十一号（外國映画の調査に関する件）

第二條 行政官廳法の一部を次のように改正する。

第十三條中「戰災復興院總裁」を「建設院の長」に改める。

第三條 連合國最高司令官から政府に返還された物品等の処分に関する事務は、当分の間、内閣総理大臣の管理の下に、建設院事務局においてこれを掌る。

第四條 連合國最高司令官の要求に基く掠奪品の調査、保管及び処分に関する事務は、当分の間、外務大臣の管理の下に、終戦連絡事務局においてこれを掌る。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

内務省官制等廃止に伴う法令の整理に關する法律案（内閣提出）に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

（竹山祐太郎君登壇）

○竹山祐太郎君 明治維新以來七十五年の歴史を有する内務省が、新憲法並びに新自治法の精神に則りまして、ここに解体することとなり、ただいま議題となりました三法案の提案を見たのであります。ここに決算委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げる次第であります。

本案は、さきに八月に一度、地方自治委員会、公安廳及び建設院設置法案

として提案があり、審議を始めたのであります。政府はこれを途中撤回して、新構想に基いてあらためて提案を見た次第であります。

内務省解体に關する法律案は全部で八つに上り、本三案のほか警察法案、最高法務廳法案、消防組織法案、建設院設置法案、全國選舉管理委員會法案の八つでありまして、前二者はすでに提出せられてそれ／＼審議中、次の二案は目下立案中、最後の一つは國會において立案中でありまして。

ただいま議題となつております三法案中の一つは、内務省解体の法案ともいへばいいもので、内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廃止する法律案であります。これは内務省を本年十二月三十一日をもつて廃止するのであります。なおその附則において、残余事務処理のために内閣に内務局をおき、九十日をもつて廃止することとなつております。

他の一つ、内務省官制廃止に伴う法令の整理に關する法律案は、從來内務大臣の所管をいたしておつた八法律、六勅令を各省にそれ／＼分属をせしめる等の法律であります。

最後に、地方財政委員会法案は、他にただちに分属し得ない重要な地方財政の自主化に關する事項について、内閣総理大臣のもとに臨時に地方財政委員會を設け、國家公益と地方公共團體の自主権とが調和するよう地方財政の自主化をはかるために、租税、公債、予算、國家資金の配分等重要事項について計画を立案せしめんとするものであります。この委員會は、これらに關する法律案を、この法律公布の日より九十日以内に國會に提案しなければならぬことになつております。この委員は、他の行政事務を分担しない國務大臣、國會議員代表者、都道府縣知事、市町村長の代表者各一名ずつ五名よりなり、國務大臣を委員長とし、國務大臣と一般官吏の最高額との間の手当を受けることとなり、これに事務局を置くこととなつております。

以上三案は、内務省解体處理に關するものでありまして、委員會として付託せられた翌十一月二十五日より本日まで連日審議を継続いたし、なお本案が治安及び地方制度並びに財政金融の兩委員會と審議を重ねる必要を認め、兩委員長とも協議の結果、それぞれ委員會の審議予定の都合もあり、連合審査会を開くことを省略いたして、おの／＼關係委員の参加審議をはかることとしたして審議を続けた次第であります。委員諸君から、今や危局に瀕する地方財政の現状等よりして、きわめて慎重なる審議が続けられたのであります。その詳細は速記録に譲つて、ごらんをお願いいたします。

質疑を打切つて討論に入りましたところ、竹谷委員より各派共同提案になる修正案が提出せられ、採決の結果、修正案及び修正案を除く残余の原案は可決せられたのであります。

次に、修正案とその理由とを簡単に御説明申し上げます。修正案はただ一点でありまして、地方財政委員会法案第七條中「地方財政委員會の委員（國務大臣たる委員を除く）は、一般官吏の俸給の額よりも高く、國務大臣の俸給の額よりも低い額の範囲内で、内閣総理大臣の定める額の手当を受けるもの

考えないのであります。しかしながら、最小限度の金額として、この二・八箇月分はぜひ政府において出していたいただきたいと考えるのであります。(拍手)これにつきまして、米窪労働大臣の御意向を承りたいと考えるものであります。

なおこの際、中央労働委員会の権威について一言いたしたいと思うのであります。昨年のあの歴史的な電産争議にあたりまして、当時の自由党の吉田内閣は、みづから中央労働委員会に対して調停を依頼しておきながら、その調停案を拒否して、その権威を蹂躪したのであります。現内閣は、かねて早期の平和的解決を嚮導されておられ、そのために中央及び地方を通ずる労働委員会の権威を尊重する旨、たび／＼言明されているのであります。今回の中労委の全通調停案について、政府ははたして平素の言明通りに中央労働委員会の調停案の権威を認められる御意思があるかどうか。この点について米窪労働大臣の御答弁を伺いたいと思うのであります。この際閣下は御質問いたしたい事柄があるものであります。ただいま私、手にいたしたのでありますけれども、十一月二十四日附で國鉄北海道政府要求賞與委員会の声明書があります。北海道の國鉄の労働者諸君は、かねて待遇改善について札幌鉄道局長に向つて要求を提出されておつたのであります。それが数次にわたる交渉の結果、当局はその妥当性を認めながらも何ら実現の手段をとらないために、遂に十月二十七日、北海道地方労働委員会に提訴したのであります。その結果、十一月十一日に調停案が提示されたのであります。

であります。調停案の内容はいろ／＼ありますけれども、そのうちにおいて特に重要な項目は、燃料手当として有扶養家族者に対して七千六百円、独立生計單身者に対して三千八百円、非独立單身者に対して二千円支給することと妥当とするという項目があるものであります。札幌鉄道局長も、これを認めたのであります。しかるに政府当局におきまして、この地方労働委員会の調停案を不当とし、まして、有扶養家族者に対しては三千円、独立生計單身者に対しては三千円、非独立單身者に対しては二千円支給するということにきめられたのであります。このことは、かねて中央及び地方を通ずる労働委員会の権威を尊重するという政府の言明を裏切つた行動であると思うのであります。私は、この点につきまして政府の御意向を承り、どうかひとつ今回の御決定を譲っていただいて、北海道地方労働委員会の調停案通りの燃料手当を支給していただいて、今や冬將軍を迎えて寒さに凍えようとしておられる北海道の國鉄の労働者のために御配慮願いたいと思うのであります。次に、臨時給與委員会が設置され、來年一月から新給與が実施され、また生活補助金として二・八箇月分の支給が行われると假定いたしました場合には、これは相当人件費の増大を來すことは必至であります。本年度の第一次追加予算の審議にあたりまして、これをもつて財政上の危機を説く声が多かつたのでありますからして、この人件費の増大は、その処理まことに困難な問題であらうと思うのであります。しかしながら私は、困難であるといふことは不可能であるといふことと同義ではないと考えるのであります。そのことは可能であり、その可能性を現実化するものは、一にかかつて政治力にあると考えるのであります。

政府は、この増大した人件費の処理にあたりまして、赤字公債や日銀借入金によつて賄ひ、その結果としてインフレーションを促進し、新給與水準を現実的に無効ならしめるような方途をとるべきではないのであります。たとひ一時財政上のやりくりとして、そういう方途をとりましても、速やかにその引当として積極的歳入を確保するの方策を講じなければならぬのであります。私は、あまりこまかいことは申し上げたくはないのでありますけれども、いま財政年度を問わないで、いろ／＼財源を探してみますならば、次のようないろ／＼な財源を私は発見することができるのであります。

まず第一に、今日民間の企業におきまして、賃金は一般に千八百円ペースを上まわつておられることは、先ほど申し上げた通りであります。従つて、千八百円ペースを課税標準としたところの本年度の勤労所得税は、自然増収を來すことは必至であります。その額はおよそ九千億に達するであらうと言われているのであります。また現在におきまして、税金の滞納額は百億を突破しておられるのであります。もし徴税機構を強化することができますれば、この滞納を解消することができただけでなく、さらに百億の自然増収を來すこともできると思ふのであります。さらに不徹底に終りましたところの財産税に追加いたしました、明年度におきまして課するといふことも一つの方法であります。

○議長(松岡駒吉君) 時間がまいりました。結論を急いでください。

○田中稔男君(続) あるいは隠匿藏物資のうち、正規の手続を経て拂下げられたところの物件の価格は、その当時の価格において千億を超えておるといふことであります。これに對しまして、さかのぼつて二割ないし三割の課税を行う方法もありません。あるいはまた價格差益金を徹底的に取立てる、あるいは戦時公債の元利拂ひの停止を行ひ、こういうふうないろ／＼の方法によりまして財源を発見することはできるのであります。

要するに、新円階級に對するところの重点的な課税を行うことであり、これは強力なる政治力を必要とするのであります。こういうふうな、いろ／＼な財源があるにもかかわらず、財政難の理由をもつてこの調停案を拒否しようという御意思であるかどうか、栗栖大藏大臣の御答弁を伺いたいと思ふのであります。

最後に、今日はおられないと思ひますが、私は片山内閣總理大臣に對しまして御質問をいたしたいと思ひます。

○議長(松岡駒吉君) 結論を急いでください。

○田中稔男君(続) 今日、日本の労働者が求めておられますところのものは、人間としての最低生活であります。二千四百カロリーは、その一つの指標であります。この生活も、片山首相がしばしば説かれたところの耐乏生活にはかならないのであります。しかしながら、私は日本の労働者の愛國心を信ずる。鉱工業の生産指数が戦前の三〇％に落ち、労働効率も三分の一に落ち、國土が全面的に荒廢しておりますときにも、國際的事情その他によりまして、二千四百カロリーといふものがどうしてとれない、それを割つた窮乏生活を忍ばなければならぬといひますならば、日本の労働者が眞に奮起しますならば、その耐乏生活にも甘んじて、祖國の經濟再建のために協力することを、私は確信して疑わぬものであります。(拍手)

しかしながら、かくのごとき耐乏生活を労働者に強いるためには、その耐乏生活のかたに一道の光明がなければならぬのであります。(拍手)政府は組閣に際しまして、經濟緊急対策八箇條を発表して、國策の協力を求められたのであります。政府は、よろしく今日長期經濟再建計画を立てて、國民の向うところを示すべきであります。そうして、これに社會主義政策を盛りこんで、労働者の耐乏生活が年次的にいかなる結果を生むかといふことを労働者の前に明示すべきであります。

先日井産兒の野坂君の質問に對して……

○議長(松岡駒吉君) 結論を急いでください。

○田中稔男君(続) 予算委員會の席上、井産兒の野坂君の質問に對して、社會主義政策は捨てないと言明された。また労働委員會の席上におきましては、民主黨の川崎君の質問に對して、今後、逐次社會主義政策を實行していくと明言されたのであります。私は、片山内閣が社會黨單獨内閣でな

く、従つて、社会党党主として片山首相の御苦心のほどはよくわかるのであります。私は片山首相に對しまして百パーセントの社会主義政策の実行を要求するものではありません。しかしながら、少くとも與党三派の議席数の比率に應じて、五〇%の社会主義政策の実現を希望するものであります。

今日労働者は、片山内閣に對しまして、その社会主義政策の実現の遅きに焦慮と不満を感じておるのであります。しかも、労働者の支持なくしては、内閣は一日も確固たる基礎をもち得ないのであります。私は、全國の労働者諸君の片山内閣に對する関心を背景といたしまして、片山内閣総理大臣がもしおられなければ、西尾内閣官房長官の確固たる社会主義的信念を承りた

【政府委員土井直作君登壇】

【政府委員土井直作君登壇】
○政府委員土井直作君 田中君の御質問に對してお答えを申し上げます。

國鉄並びに全通の今回の争議に對しまして、これらの調停案がすでに中労委によつて示されておるのであります。政府といたしましては、これに慎重なる検討を加えまして、しかる後、最も近い期日に回答をいたす予定に相なつておるのであります。ただ、これらの官公の人たちが、その生活を維持することのために非常に困難であるということにつきましては、政府もつとに承知しております。殊に千八百円ベースによつてくぎづけされておられるところのこれらの人たちの生活が、いかに困難なる事情にあるかということについて、十分承知しておるのである

ります。しかしながら、わが日本の現在の経済情勢、これらの点から鑑みましますと、インフレを抑制し、やみを軽減いたしまして、國民生活の安定を期するということが、國民生活は、一定のところで物價の抑制をし、これによつて民生の安定を期していくということは、必然的な結果として行わなければならないのであります。千八百円ベースは、一定のセーフティ・バンドとしてこれを設定したのであります。その設定をいたしました後における幾多の時間的ずれなり、あるは支障等によりまして、当初考えまじたところの正常ルートによる生必物資の配給が完全に行われなかつた点につきましては、もとより政府としても十分その責任を感じておるのであります。かかる立場から、今回の調停に對しましても、でき得るだけこれにこ

うべく努力をいたしております。さらに給與の面につきましては、これを全面的に改訂する必要ありや否やという点につきましては、すでに中労委から提出されておりますところの、いわゆる臨時給與審議委員會を設置して、來年の一月からその実施をせよという調停案がありますが、これに對しましても目下検討を加えておりまして、十分御期待に副うべく誠意をもつて努力していきたいということを考えております次第であります。

さらに中労委の調停に對しまして、政府はどういう考えがあるかという点であります。これは後段の御質問の中にありますように、労働委員會の權威を尊重するかどうか、言いかえれば、中労委の權威を尊重するならば、必然的にこれらの調停案に對しても、これを十分尊重するということは論をまたないところであります。従つて、中労委が相當の時日を經過し、慎重なる審議の結果決定を下しましたものに對しましては、少くも中労委の權威を尊重することのないような処置を十分に講じていきたいと考えております。

なお、これと関連いたした質問であります。北海道における地労委の、燃料すなわち越冬資金に對する問題であります。要緊されましたものに對しては、配当が三千円並に千円という少額なものであつては、越冬することに困難であるということであり、この調停の決定されました根拠につきましては、目下事情を十分に調査しております。また、当時札幌の鐵道局長が受諾したかのごとき調停案の内容も承知しております。その間多少の食い違ひがあるようにも思ひます。その点、もとより、これに對しては事管省が十分調査すべきでありましようけれども、さらに私の關係しております省といしまして、十分内容調査検討いたしまして、少くとも地労委なり中労委にいたしまして、すなわち北海道の地労委が決定されましたこれらの事項に對しても、その權威尊重の面から十分なる考慮を拂つていきたいということを考えておる次第であります。以上、御答弁申し上げます。

【國務大臣吉米地義三君登壇】

○國務大臣(吉米地義三君) 北海道の國鉄労働組合から提訴されましたこと、北海道地方労働委員會で調停案が成立いたしました。これに對しては札幌鐵道局長が取計らいのできる権限以上になつておりますので、局長はこの実現に向つて最善の努力をするということになつておるのでございます。その報告に接しまして、本省といたしましては、でき得る限りこの調停案を尊重し、実現の可能な範囲において努力をいたしてまいつたのであります。するが、調停案の内容は、多く國鉄自体のみならず、一般の官公廳に共通する問題並びに國鉄本部から中労委に提訴いたしております諸條項と重複しておりますので、これと相関連して、その解決に努めておつたのでございます。現在、中労委にある程度の折衝が続けられておりますから、これが解決いたしますれば、北海道の問題もそのずから解決ができると思つております。ただ、調停案に盛られました數字のように参りますかどうか、財政の点等をも考慮いたしまして、でき得る限り労働者のために取計らいをいたしたいと思ひますが、今その方の進行中でございますので、確たることはまだ申し上げられないことを、はなはだ遺憾に存じておる次第であります。北海道はすでに雪が降つておりますし、非常に労働者の困つておることは同情にたえません。何とかいたしたいと思ひますが、一方國の財力を考えまするときに、要求に對して十分満足を得るかどうか、これまた懸念にたえないと思つておる次第であります。右のような事情でありますから、この点を御了承願ひたいと存じます。

【國務大臣栗栖勉夫君登壇】

○國務大臣(栗栖勉夫君) 御質問に對してお答えをいたしたいと思つておりますが、私の主管しております財源問題であります。この千八百円ベースで追加予算その他が計算してあるということならば、もつとここに自然増収はないか、こつとこつとに自然増収はないか、まず第一にお答えしたいと思いますのであります。

御承知のように追加予算は、七月の十七日に一應政府案の内定をいたしましたのでありますけれども、確定をするまでは非常な時間をとつたのであります。遂に十月の末に相なつたのであります。そこで、財政需要の非常な大きな金額といふものと見合せをいたしまして、再三の再検討をいたしたやうな次第でありまして、最後の検討は十月の下旬に相なつておるのであります。そこで、十月の下旬における官公吏の収入及び民間の諸収入といふものを見合ひにいたしたのであります。官公吏については千八百円ベースを基礎にしておられますけれども、民間におきましては、すでに中労委の裁定にもあつたように、これが千八百円を上まわつておるのであります。そこで、大体二千二百円くらいの見当でもつて平均をいたしまして、自然増収をも見込んだやうな次第であります。さういたしまして、あの所得税の中には相當大幅な自然増収が見込んであるものであります。これはすでに委員會においても説明を申し上げ、委員より御指摘のあつた通りであります。そこで、今回お示しのやうな、すべて千八百円ベースで年間を通じ計上してないのではありませんから、自然増収としては大きな數字は望まれないのであり

ます。ただ、今回一定の金額を支拂うというようなことがある場合におきましては、その金額に対する税だけは十分見込まれるのでございます。この点は見込みだと思つておりますが、金額はもう少し大きくなるかと思つております。

それから新田階級における課税であります。これは御質問の通り徹底的に徴税をいたすのであります。これについて、これも相当大きな自然増収を見込んでおるのであります。これからさらに相当大きな金額が見込み得るかどうかというには、多分に疑問があるのではあります。しかしながら、官公吏の生活の現状につきましては、政府としまして十分同情を以て、何とかしなければならぬという点も考へております。で、財源につきましては、もちろん今御指摘になりましたような点も研究いたしますけれども、それ以外にも、廣く一般會計と特別會計というものについて検討を進めておるような次第であります。特別會計は独立採算制ということとで賄う建前になっておりますけれども、すでに先ほど御承認を得ました追加予算におけると同様に、一般會計に余力があるならば、特別會計分を、一部分でも相当部分でも一時立替へよう、こういうような考へをもちまして、特別會計についてはもちろんのこと、一般會計についても十分財源を探し出し、これに應じたいと思つた次第であります。しかし一面におきましては、六・三割であるとか、あるいは水害対策、旱害対策等の費用、それから法務廳その他の新しい機構の設立に伴う費用、そういうものもあります。

で、そういう点とも見合はして、ただいま十分考案し、善処しようと思つておるような次第であります。

なほ、ここで一言申し上げなければならぬことは官公吏であります。官吏及び半分を政府で負担しておりますが、公吏については別でありますけれども、一般公吏についても、やはり官更、公吏と同じ並みにこれを扱わねばならぬのであります。これにつきましては、原則として地方廳において負担することに相なるわけでありまして、けれども、地方の財政も窮乏を告げておりますので、この辺についても十分考へをめぐらして、公吏官吏とも均衡を得たような解決をせぬといかぬと思つて、地方關係と十分連絡をとつて善処をいたしたい、かように思つた次第でございます。(拍手)

〔國務大臣西尾末廣君登壇〕

○國務大臣(西尾末廣君) 田中総男君の總理大臣に対する御質問は、總理大臣に代つて私が答へてもよろしいということであります。御質問の内容は、政策の問題というよりも、むしろ總理の信念を聴くという性質のものであります。私がお答へすることは適當でないと思つて、總理自身からお答へしていただくようにいたしたいと思つております。

人口問題に関する緊急質問(多賀安郎君提出)

○議長(松岡駒吉君) 人口問題に関する緊急質問を許可いたします。提出者多賀安郎君。

〔多賀安郎君登壇〕
○多賀安郎君 私には人口問題について所管大臣にお尋ねをいたしたいと思つております。

まず、わが國の過剰人口と食糧問題について農林大臣にお尋ねいたします。總理廳統計局の發表によれば、本年十月一日現在のわが國人口は七千八百九十九万九千九百九十九人となつております。さらに外務當局は、日本に引揚げのべき海外残留同胞は、本年十一月七日現在で、なお八十二万一千五百九十九人あると發表しており、加ふるに、講和條約締結後いゝな形で海外から日本に流入すると予想されるおびただしき人数、自然増加による人口の増大等を考へますとき、わが國の過剰人口によつて起る食糧問題の解決は、けだし未曾有の困難が予測されるのであります。もしかりに、わが國の人口が現在のまま、すなわち七千八百八万人程度に止まるといたしまして、日本の領土は、ポツダム宣言によつて四つの島に局限せられてゐるのでありますから、食糧問題に止まらず、日本國民すべての経済生活がきわめて深刻なる事態に落ちこむことは、予測に難くないのであります。

ガスコイン駐日英國代表の說によれば、現在の日本の居住を許されてゐる領土は、戦前の五六%にすぎず、この面積に人間生活を営み得る人口は、最大限七千万であると發表いたしております。しかも、同氏の研究によれば、日本の人口は昭和二十五年に八千二百万に達するであろうとのことでもあります。すでに、今日の狀態において

さる食糧問題は容易ならざる困難を示してあります。あつた二年間に現在よりさらに四百万近い人口が殖えたといたしますならば、とうてい生やさしい事態に止まらないことを心配いたすのであります。

今日当面いたしておる食糧問題について緊急なる施策を講じることが政府の責任であることは申すまでもありません。が、今日現れてゐる食糧需給の食い違いがいかなる原因に発しているかについて、政府は十分反省し、再びかかる國民的不安と混乱をもたらさざるよう善処しなければなりません。すなわち、海外から引揚げてくる人数を加へての本年度の人口につきましても、また昨年度における收穫量等につきましても、政府としては当然前もつて正確なる予想が立つていたはずであります。にもかかわらず、本年六、七月ころは國民に絶望的な不安を與へ、もし連合軍の御同情による輸入食糧の放出が許可されなかつたならば、本年度の端境期にはゆゆしき混乱状態が発生しておつたと思つております。

特に、昨二十七日の知事會議における總司令部経済科学局物價統制部部長のアルバ氏の言明によれば、本年度のきわめて不良なる世界食糧事情から、日本國內の食糧生産についてあらゆる努力が必要である旨強調しております。こういう点から考へましても、輸入食糧に依存するといふ安易感、絶対に慎まなければならぬと思つております。政府は、足もとの火を消すに止まらず、精密なる調査研究に基きまして、常に將來起るべき事態に正確なる見透しをつけて、いかなる場合

にも國民に不安を與へることなく、そのときの現象に對應できるだけの態勢を整えておく責任と義務があると信ずるのであります。かくしてこそ、内閣の政治力は強化され、政府は國民的信頼を吸収することができると思つております。すでにあと二年足らずで、わが國の人口が八千万を超えるという予測に對して、政府はいかなる対策と成果をもつておられるか、農林大臣の明確なる御答弁をいただきたいと思つております。

次に、食糧問題に關連して商工大臣にお尋ねいたします。單に化学肥料の生産に止まらず、直接食糧生産の上に重大なる影響をもたらす電力事情の今日及び將來について、農民は大いなる関心をもつておるのであります。わが國農耕地と人口の比重におきましては、農業電化等によつて農業を高度化し、生産を高めることを考へなければならぬのであります。が、最近農村における電力事情は、都市と同様きわめて憂慮すべき事態に立至つております。取入れ時期の昨今は、明けるに遅く暮れるに早く、電燈に依存する時間がきわめて多いのであります。停電による脱穀不能等の關係もあり、特に農繁期における停電は、主食生産の速度に非常な影響をもたらすのであります。このことは農民の増産意欲にも著しく影響いたします。また國民全般の生活にも非常な不便と不安を與へておりますので、農業用電力の対策、見直し等に止まらず、電力事情全般についても、國民が腹から了承し、自発的、良心的に協力できるような御説明を、商工大臣から承りたいのであります。

次に、経済安定本部長官にお尋ねいたします。狭隘なるわが國の國土面積と過剰人口の跛行的比重に基きまして、当然わが國の産業経済の上に革命的再編成がなされなければならないと思ふのであります。十一月十三日のU・P通信によれば、米國陸軍次官補のグレイ氏は、日本が極東の繁榮と平和の重要な役割を果し得る水準に達するためには、民間産業及び外國貿易を奨励しなければならぬ、また日本経済を再組織して、近隣諸國の大量の援助を與えるようにしなければならぬと強調いたしております。さらに英國下院議員ゴードン・ラング氏は、去る十月十三日、東京における新聞会見で、日本は從來も高度工業國であつたが、今後ともそうあるべきだと思ふ、もちろん安全保障の見地から、隣接諸國の回復を破壊するほどの水準は許さるべきでないが、日本が自力で傳統を維持するに満足な進歩的工業水準は當然許さるべきであると述べております。これに關し、今後の産業経済に關する安本長官の御所見を承りたいのであります。

さらに、産業再編成と労働力との関連並びに過剰労働力のはけ口及び失業対策等に関する労働大臣のお考えを伺いたひのであります。

次に、厚生大臣にお尋ねいたします。すなわち、人口増殖率のきわめて高いわが國の諸條件に鑑み、産兒制限等に関するいろいろの議論が現われております。産兒制限すべしという議論に対して、たとえば總司令部の公衆衛生部長サマズ大佐の研究によれば、産兒制限の効果が人口の上に現われるには最低二十箇年を要すると言つており

まするし、また英國下院議員W・テイーリング氏は、日本の過剰人口と激増する人口とを産兒制限によつて調整することに自分は反対であると述べております。増殖率のきわめて高いわが國の人口事情と産兒制限について、厚生大臣の御見解を伺いたいと思ふのであります。

最後に、外務大臣にお尋ねいたします。まつたく宿命とも申すべきわが國の人口問題につきましては、從來もまじめな學者によつて熱心に研究されてまいつたのであります。特に日本人の居住地域が極度に縮小された今日におきましては、皮肉にも増大の一途をたどる人口問題が、当面する最も深刻な悩みとなつてまいつたのであります。また日本の人口問題に關心を寄せ連合國の人々の中にも、いろいろな角度から意見を發表しております。

〔議長退席、副議長着席〕

たとえば、シカゴ・トリビュン紙の社主ロバート・マツコミツ氏は、去る十一月四日、東京におきまして、私は日本の人口過剰問題に關心をもち、私は人口稀少の地域へ日本人が移民できることを望んでおる、もし日本人の過剰人口を移民によつて解決する途を國際連合が発見できなかったら、講和條約に織りこめばよいと語つており、また反対に、去る十月に來朝した英國下院議員のハーヴェイ・ローズ氏の一行は、日本人の海外移民は考慮の余地なしという意見を發表しておるのであります。また英國レディング大學教授のジョージ・キャンブル氏の著書「ワールド・オブ・スペース」、すなわち「世界の空地」の中で、移民が許

されない場合の措置として、シーズナブル・ワーカーという言葉が使われておりますが、これは季節的出かせぎ労働者の意味と私は考えております。

このように、正義と人道を愛する世界の學者や識者が、過剰人口と移民についていろいろな研究をなされておりますが、外務大臣は、これらの問題に關心をもち、もしくは研究をされたことがあるかどうか、お尋ねいたします。

また、日本人だけで二十万の移民を送つておるブラジルの対日感情及び在伯同胞の近狀については、これらの問題に關連をいたしまして、在伯同胞の縁故者とともに大きな関心をもちつておるのであります。すなわち、日本の敗戦後、在伯同胞の間に道義連盟とか日本人在郷軍人会と稱する超國家主義的結社が組織され、在伯同胞の九〇%までがこれらの團體に加盟して、不穩な行動に出たという事件であります。これらの團體は、太平洋戦争で日本が大勝利を博したとか、近くブラジルにも、日本の大船團が在伯同胞の帰國希望者を迎へに來るとかいう、まつたく荒唐無稽な大宣傳をなし、祖國日本が太平洋戦争に大敗を喫したという眞実を口にする日本人は片づけしから暗殺するといひ、まつたく血を流しやうやうな事件を起し、在伯同胞を不安のどん底に突き落とし、さらにはブラジル政府に對しても非常なる迷惑を及ぼしたことに對し、私は、去る九月二十二日の外務委員會において、政府のとり來つた対策並びに方針等についてお尋ねをしたのであります。その後の在伯同胞の動向並びにブラジルの対日感情等

について、資料があれば外務大臣の御説明を伺いたいと思ふのであります。

以上をもつて、私の質問を終ります。

〔政府委員井上良次君登壇〕

○政府委員(井上良次君) 多賀さんの御質問にお答えをいたします。多賀さんの御質問の要旨は、昭和二十五年に於ける日本人口が八千二百萬になる、現在でさえ食糧不足をしておる今日、この大きな人口になつた場合の食糧の見透しいかんということであると思ひますが、現在わが國の食糧の不足は、皆糧食の通り、年間を通じて大体小麦換算で百九十万トンの不足をいたしております。これが昭和二十五年になります場合には、どういふ形に変わるかと申しますと、食糧管理局で推定をいたしました需給計画によりますと、國內生産は大体千四百五十二万六千トン、これは玄米換算であります。これを内訳いたしますと、米で九百二十万トン、小麦で百三十四万八千トン、大麦で六十万一千トン、稗麦で七十九万五千トン、甘藷で百六十八万八千トン、馬鈴薯で四十七万四千トン、雜穀で三十三万トンを押えております。このうちから、種と飼料用とそれから農家自家保有を合計いたしますと、七百六十一万六千トンと大体見ております。そこで、一般配給用として集荷いたします量は、六百七十一万トンとなるのであります。これに對して一般需要の方は、工業用が七十萬四千トン、一部保有農家に對する配給が八十五萬八千トン、純消費者に對する配給七百四十六萬七千トン、合計いたしまして九百二十九萬九千トンとなります。そこで差引が、大体二百三十一万

九千トンの不足となる見込みであります。この不足をどうするかという問題でございます。

このように需給狀況でございますので、政府としましては、この不足をできるだけ國內において補ふなければならぬ。このためには、すでに実行いたしておりますところの開拓計画を、計画通り推進させていくということと、それからいま一つは、既耕地の用排水、土地改良事業、これを根本的に計画的に行ひたい。同時に肥料の増産をはかります。特に窒素肥料の増産をはかり、農業生産を飛躍的に高める。そのほか生鮮食料品、特に水産業の増産に大きな力を加へまして、この面における食糧補給を相当多く見込む必要があると思ひまして、その方面に對する計画を進めております。

かくのごとく、あらゆる方面に對する食糧増産の必要手段と対策を推進しまして、できるだけ輸入食糧を最小限度に食い止めると同時に、いま一つ、われわれはかくのごとき大きな不足は來しますけれども、しかしながら、われわれの國內体制の整備いかんによつて講和會議が開かれますし、講和會議が開かれた後における世界の食糧事情とにらみ合はして、少くともわれわれは南方の米を内地に輸入するような対策を考へてみる。あるいはまた朝鮮、滿州方面の大豆及び米を内地へ入れてもらう方法を考へてみる。このためには、何としても國內の工業力が飛躍的に復興いたしませんと、これらの食糧を輸入するための輸入資金の問題にかかつてきますので、從つて問題は、こ

れら輸入食糧を國內に入れるためには、國內における工業力を飛躍的に高めなければならぬ。そして食糧輸入資金をつくりだせんと、食糧問題の根本的解決はあり得ないのでありますから、これは國內における食糧増産のあらゆる手を打つとともに、同時に輸入に對する見返り物資の生産に政府は全力をあげて突破したいつもりでありますから、さよう御了承願ひたいと思ひます。(拍手)

○國務大臣(一松定吉君) 多賀君の私に對します人口問題に關する御質問について、私の考へておることを申し上げてみたいのであります。

食糧問題は、一休人口問題と直接關係があることは言うまでもないのであります。が、何ゆゑに人口問題が今日やかましくなつたかと言へば、わが國の人口は年々歳々増加する一方である。しかし食糧は、その割合に生産が殖えない。海外から輸入を仰がなければならぬ。海外からの輸入が十分に思ひつかぬといふことになれば、やむを得ず、人口と食糧問題という問題が緊密に研究されなければならぬ。これがすなわち、人口問題に論及しなければならぬゆゑであると思ひるのであります。

わが國の食糧だけでは、わが國民を養ふに足りない。しかし一面には、外國からの輸入といふものがある。十分に見込みがない。そこで、今日日本に生産するところの食糧だけでは、大概どのくらいの人々を養ふことができるかと言へば、まず四千万人を支えるに足りない。そのくらいである、少くとも

四千万人もしくは六千五百万人以上のものは養へないのである。ここにおいて、いわゆる産兒制限問題が起ることになり得る。

しからば、わが國における人口の増加の率は、どういふことになつておるかといふことを大体考へてみますと、昨年の四月から今年の九月までの間に、おきまして、増加人口が四百数十万人といふことになつております。このうち約三分の二が、海外から引揚げてきた人の数であります。しかしその三分の一が、いわゆる自然に生れてきた人の数であります。すなわち四百数十万のうち、この海外から引揚げた者と、自然に生れてきた人との割合によつて、四百数十万といふものが、一年五箇月くらいの間に殖えたのであります。

このことをよく考へてみますと、いわゆる海外から引揚げてきた人のことは、人口増加ではあるけれども、これは將來の人口問題にはあまり論及する必要はありません。これはただいまの現象でありますから。しからば、自然増加はどうであるかといふと、すなわち四百数十万人の三分の一、これらの百数十万人の者が生れたといふことにならぬ。百数十万人が生れたといふことは、學者の統計によりますと、わが國の一年の人口の増加は七十万人だと推定をいたしております。そうすると、三十万人も殖えたといふのは一体どういふわけだ。これは海外から引揚げたところの、いわゆる若い人々が内地に帰つてきたことによつて、普段のときよりも人口の増加するといふことは、これはもう自然の勢いである。今私が、ここに事新しく説明する必要はありません。

ん。それと同時に、今まで戦さによつて人命を損傷しておつたことによつて人口が減少しつゝあつたのが、戦さが止まつたために死亡率が少くなつたといふことが、一面また増加の率を殖やしたといふことになることも、これまた言ひ得る。

かように殖えたのであります。しからば、どういふ人が殖えたのであるか。その殖えた人の年齢等によつて、これがただちに食糧問題に關係のあることは言うまでもありません。四百数十万人の人が殖えたのであるが、わが國の人口を年齢別に統計をとつてみますと、十五才以上六十才までの者が、わが國全人口の八割を占めておる。そうして、十五才以下の者が、二割を占めておるのであります。でありますから、今かりに産兒の制限をすると假定いたしましたも、十五才以上六十才までの八割の人には影響はないのであります。今後産兒制限をするといふことになれば、これから生れるところの人々が制限せられることになるのであります。すなわち産兒の制限といふものは、人口問題の解決という点につきましては、あまりたくさんな期待をかけられないことは現実の事実であります。

しからば、一休食糧とわが國の人口問題は、どうなるかといふことに關して、少く私の考へを申し上げてみますと、戦前のわが國における米の生産の五箇年の平均をとつてみますと、日本の生産が六千七百万石、朝鮮から移入をいたしておりましたのが八百五十万石、台灣からのが四百九十万石、輸入を受けておりましたのが三千万石

で、輸出は六十万石、そういたしますと、この戦前五箇年の平均をとつてみますと、わが國における消費量が八千万石になるのであります。八千万石といふものを、その当時の人口の平均七千万人にこれを割り当ててみますと、一人が一石一斗四升といふことになり得ます。これを八千万國民に對して必要といたしますならば、今わが國においては九千万石がなければ、八千万人の人を養ふことができません。しかるに、日本の生産量は平均六千七百万石といふことになります。二千三百余万石が不足するのであります。この点は、ただいま農林政務次官が詳細に話されたように、いろ／＼な手を打つてこれらの欠損を補わなければならぬ。

こゝういふことであります。二千三百萬石の不足を補うために、今急速に産兒制限をいたしたからといつて、一箇年に七十万人が生れるとして、一人も生れない。七十万人が一人も生れないと假定いたしましたも、少くとも十四、五年経たなければ、これだけの米をわが國民が食ふぬでもないやうになるといふことはできないのであります。そういたしますと、すでに今日において産兒制限をしても、その効果は十四、五年後でなければ現れないことになり得ます。これは計数上明らかであります。しからば、いわゆる緊急対策として産兒制限問題がただちに取上げられても、これは役に立たない。

十数年後の恒久対策といふことについては、これはもちろん考へなければなりません。それはどうすればよいかといふと、それはその間において人口がどういふことになつていくのであるか、あるいはその際におけるわが國の食糧事情はどうなつていくのであるか、あるいは外國からの輸入の懇請がどういふ形になつて現れるかといふことは、もちろん研究しなければなりません。十五箇年先のことを考へて、今ただちに産兒制限といふ問題は間に合わないことであると私は考へます。

そこで、しからば産兒制限の必要があるかないかといふ点については、學者がいろ／＼意見を異にしております。すなわち積極論と消極論のあることは、私が論ずるまでもありません。こゝういふことでありますから、これらの点につきましては、ただいま厚生省といたしまして十分に検討を加えておりますから、これらのことについては、恒久的対策としては研究を怠らないといふことに御了承を賜りたいのであります。

かく考へてみますならば、いわゆる産兒制限と食糧問題、すなわち人口問題とをただちに比較して、ただいま研究するといふことは、少く考へなければならぬと思つておるのであります。が、さればとて、これを等閑に付すべきものではありませんか、先刻申しましたやうに、厚生省としては十分研究調査を続けているといふことを御了承願ひたいのであります。

さらに、ここに附け加えて申し上げておきますが、よく産兒制限と受胎の調節といふことと墮胎といふことを誤解しているやうであります。が、受胎の調節といふことについては、これはもう各人自由になさつてよろしいのであります。法律は放任して、放任

行為といたしております。但し、受胎の調節をするにあたりまして、有害の器具を使うというようなことについては、厚生省としては相当の取締りをいたしておることは、これまた御承知の通りであります。墮胎につきましては、これは法律で禁じているから私は申し上げませんが、ただ断種の点につきましては、いわゆる優生法においては認められておりますけれども、それらの点につきましては、今事新しく申す必要はありませんが、これを要するに、今日人口問題と産児制限問題とは、ただちにもつて緊急対策となすことは、ただいまのところ政府としては考えておりませんという事を明かにお答え申し上げます。(拍手)

〔國務大臣岸田均君登壇〕

○國務大臣(岸田均君) ただいま多賀君より、過剰人口の解決方策として移民問題をどういうふうに考えておるかというお尋ねでありましたが、わが國のごとき過剰人口に悩んでおる國が、大量移民によつて人口問題の解決にどの程度まで有効な方策をとることができるといふ点につきましては、よほど慎重に研究を要する問題でありまして、多賀君もおそらく御存じの通り、今日まで過剰人口を移民問題によつて解決したという例は、世界にきわめて少いのであります。従つて、移民問題に対する焦点を將來どこにおくかということは、新たな観点よりこれを見る必要が起つておると思うのであります。今日のごとき世界經濟の依存性がきわめて濃厚になつておる時代において、ある地域における余剰労働力を、

労働力の不足したる地域に補充するといふことは、一貫したる世界經濟の調和の上にならねば有益なことであり、必要であることは申すまでもありません。そういう意味において、移民問題は、おのずから新たな視野より研究せらるべきものであると考えます。現在のわが國の環境において、將來の移民政策をどうするかということは、平和會議の成立によつて初めて實際政策に移し得る問題であることは、申すまでもないのであります。移民問題は、現在までのところ、國內問題として各國が取扱つておるのであります。ベールサイユ會議當時の論議に見ましても、これを講和會議の當面の問題として取扱うには適當したる問題でないと考えております。平和會議成立以後、わが國が日本の移民を受入れるべき十分の條件を備へている國と、將來討議を経た上で解決し得る問題でありまして、おそろく、日本が平和國家としての信頼を回復する以上、わが國の移民を喜んで受入れるごとき國が出てくることは、私のひそかに信じているところでありまして、これらの問題は、すべて平和條約締結以後において實際問題として解決をなし得る問題であります。今日、今日の事態においては、しばらく研究の程度に止めておくことが適當であると考えておる次第であります。(拍手)

〔政府委員富吉榮二君登壇〕

○政府委員(富吉榮二君) 多賀さんの御質問中、商工省に關係いたしまする問題につきましてお答えを申し上げます。多賀さんの御質問は、食糧増産のた

めに農村電化の必要があるではないか、これに対する方針と、現在の電力事情による將來の見通しといった点にあつたかと思つてございまして。もちろん、狭小なるわが國の農耕地におきまして食糧増産をはかるとは言ひましてもございせん。のまならず、文化國家建設のための農村文化のためにも必要であります。さらにまた、先ほど農林政務次官が申しましたごとく、外國食糧輸入のための見返り物資生産の原動力として電力は必要でございまして、あらゆる問題の基礎をなしますことは言うまでもございせん。従ひまして、農村の文化あるいは農村の生産増強のための農村電化の問題に對しましては、政府といたしましては非常な熱意をもつておるのでございまして、すなわち、灌漑排水でありまして、干拓あるいは開墾、あるいは育苗、あるいはまた温床、それらの問題から、現実の問題としての農耕作業の電化というような諸問題が必要でございまして、それらの根本的な対策といたしましては、關係團體等に対しては、協力をお願いいたしまして、これが推進をはかつておる次第でございまして、さらに將來、わが國の豊富な水力が電力に開發できますならば、一層それらの問題も農村の明朗化をはかり得ることと期待いたしておるのでございまして。

しかし現実の問題は、すでに諸君御案内の通り、わが國の現状は、まことに憂慮すべき事態に電力事情が置かれております。すなわち、水力の発電におきまして、異常の渾水、かつて見ざ

る渾水をいたしておることは、御承知の通りでございまして。これによりまして、出力に三割ないし四割の減退を來しておるのでございまして。石炭の事情におきましても、昨年よりやや好轉いたしております。政府が期待いたしておるほどの出炭量はございせん。それに、いわゆる電線その他の機具等のごとを勘案いたしますと、まことに憂慮すべき事態でございまして、政府といたしましては、將來の問題に對する恒久対策を考へつつ、現在その現実的な問題に對処いたしておる次第でございまして。さきに緊急対策要綱を發表いたしました。さきに、皆様の御協力を得つた次第でございまして、さらに十二月になりまして、制当制をも実施いたしまして、その規正の方面からするいわゆる電力の効率的な利用についで、十分考慮いたしておるのでございまして。

しかしながら、以上申し上げました諸種の惡條件もございまして、さいわいにいたしまして、關係方面の理解もあり、火力発電の補修に對する積極的な労働者諸君の協力によりまして、來年の一月までには大体二十七万キロの出力を予定いたす見通しがついたのでございまして、現在以上に御不便をかけるようなことはないと信ぜられるのでございまして。農村等におきましても幾多の御不便がございまして、わが國の現在の經濟情勢と電力事情に思ひをいたされまして、しばらくの御辛抱により、さらに一段の御協力によつて、將來に御期待をお願いいたしたいと思つてございまして。(拍手)

〔政府委員永野重雄君登壇〕

○政府委員(永野重雄君) ただいまの多賀議員の、過剰人口を産業的にどう処理するかという事に対しては、お答えをいたします。

先ほど農林政務次官より、この過剰人口の処理方策の一つとして、農産物を極力あげるといふお話がございました。まさにその通りでございまして。ただ限りの地域で処理いたしたためには、おのずから限度がございまして、一面經濟をできるだけ工業化いたしまして、これによりまして、一面就職の機会を與へると同時に、工業人口の率の増加によりまして、人口増加率を緩和して、將來の過剰人口の緩和に役立たせるのが一つの方法と考えます。次に、輸出産業を極力振興いたしまして、またこれに伴ひまして貿易に力を注いで、間接の労働力の輸出という面から、この過剰人口の処理を考えたと思ひます。その輸出代金によりまして、海外より生活必需品、食糧等を購入いたしまして、これによつて人口処理をいたすのも相當大きな役割を存する次第であります。

次に、從來発見されない資源、あるいは從來活用されておらなかつた小資源等を発見し、また一面有効化したしまして、これによりまして、今後過剰人口の緩和に役立たせたいと考えておる次第でございまして。

〔政府委員土井直作君登壇〕

○政府委員(土井直作君) 多賀君の質問に對して御答弁申し上げます。過剰人口と失業問題であります。これはわが日本といたしましては、きわめて重大な問題でありまして、過剰人口を、しかもこれらの人々をすべ

て完全雇用するというようなことは、
実際の面において非常に困難が伴うの
でございまして、そういう関係からい
たしまして、できるだけこれらの人々
が失業の災害に遇わないように、最善
の努力をいたしていかねければならな
いことは、言うまでもないのでありま
す。従いまして、まず第一に配置轉換
等によりますところの適所適業、これ
は少くとも労働省といたしましては、
公共職業安定局を補助いたしまして、
万全の処置を講じていきたいと考えて
おります。さらに政府が公共事業をで
きるだけ興しまして、これらの方面に
失業者を吸収することも、当然な事なけ
ればならぬところの大きな仕事であ
ると考えておるのであります。さらに
民間企業との振興をいたしまして、こ
れらの方面にこれら失業過剰人口を
吸収していくというこのためにも、
一段の配慮と努力がなされていかなけ
ればならぬと思つております。しか
しながら、いかなる方法をもちまし
ても、わが日本の産業経済の状態では、
完全雇用をいたすことが不可能な状態
でありますので、万やむを得ずして失
業いたしました者がありますならば、現
在過般本院におきまして御協賛を願
いました失業保険法、あるいはまた生活
保障法によりまして、さらに將來は、
わが日本國民の全体の収入を、國民全
体が均霑いたしまして生活するところ
の、大幅な社会保障制度というものを
完成することによりまして、日本國民
全体の生活を安定せしめていくこと
が、きわめて緊要だと思つております。
これら諸般の点につきましては、十分
留意いたしまして御期待に副いたい。
かように考えておる次第であります。

全通問題につき中労委の調停案に対
する政府の態度に関する緊急質問
(林百郎君提出)
○副議長(田中萬逸君) 全通問題につ
き中労委の調停案に対する政府の態度
に関する緊急質問を許可いたします。
提出者林百郎君。

〔林百郎君登壇〕

○林百郎君 私は全通問題について、
特に西尾官房長官に対してお尋ねした
と思つております。何ゆゑ西尾官
房長官に対して特にお尋ねしたいかと申し
ますと、大抵新聞紙の傳へるところに
よりすれば、全通の調停問題につ
いては、西尾案が最近中心になつて檢
討されておるといふこととあります。
なお傳へ聞くところによりまして、そ
れは大体給與一箇月分を十二月十五日
ごろまでに支拂つて、それによつてこ
の全通の調停問題を解決しようといふ
ような意図があるといふことを仄聞し
ておるのであります。従つて、この西
尾案なるものがいかなる内容をもち、
いかなる見解によつて行われるかとい
うことを確かめる必要があることが一
つ。もう一つは、この際特に中労委の
裁定について、西尾官房長官に注意を
喚起していただきたいことがあるので
あります。それは、昨年のちやうど本
日、この壇上において西尾官房長官が、
時の吉田内閣の吉田首相の施政演説に
對し、社会党の代表として質問してお
るのであります。その中の西尾官房長
官の言葉をここで一應申し上げて注意
を喚起し、このたびの全通調停問題を
いかに解決すべきかという政治的な良
心に基く御回答を願いたいと思つてお

あります。
すなわち、その西尾官房長官の吉田
首相に対する質問によりまして、正
確を期するために速記録を讀んで見ま
すと、「私は吉田内閣に対して保守内
閣であると言つて来たけれども、反
動内閣という言葉を一つも使わなかつ
たのであります。しかしながら、この
電産争議の調停案に対する政府の反対
声明は、これは明らかに反動的なもの
であります。これは明らかに全國の勞
働階級と、わが國におきましては最も
民主的な機關であります所の中央労働
委員会に対して、挑戦を行つたもので
あります。それでありまして、私は
この事実の後には、これは自分の認識
が足らなかつた、この事実こそは、吉田
内閣は反動内閣の正体を暴露したも
のであると私は認識をいたしたのであ
ります。」と言つておるのであります。
すなわち、吉田内閣が最も民主的な
機關であるところの中央労働委員会の
裁定を拒否したといふことは、日本の國
の民主的な勢力に対する挑戦であり、
私は今日より後は吉田内閣を反動内閣
と呼ぶと、ここで見得を切つておるの
であります。この西尾官房長官が、も
し全通問題について中央労働委員会の
裁定を拒否したといふことになれば、
片山内閣こそ、すなわち反動内閣と言
わざるを得ないのであります。(拍手)
しかも、讀賣新聞の十一月二十七日
の紙上討論の結果によりまして、全通
問題に対する中労委の調停案を支持す
る者は、九七％であるのでありま
す。そうして、中労委の調停案が少な
過ぎるとしておる者が、実に五六％の
多きに達しておるのであります。過大

だと言つて反對している者は、わずかの
三％に過ぎないのであります。従つ
て、もしこの全通に関する中労委の裁
定を拒否するといふことになれば、片
山内閣は保守反動に加わるることにな
り、反人民的な、日本の人民に対して
挑戦しておるところの内閣と言わざる
を得ないのであります。この点につ
いて、西尾官房長官の所信を質したいと
思つておるのであります。

なお、通信委員会における三木通信大
臣の答弁を聴きましても、すでに通信
従業員の生活費の上に赤字を生じてお
る事實は、明らかに認めておるのであ
ります。しかも、民間企業の給與との
間に差があるといふことも、はつきり
認めておるのであります。すなわち千
八百円ベースは、この裏に適正物價に
よる流通秩序の確立が行われているこ
とによつて初めて維持されるのであり
ます。しかるにもかかわらず、この基
本的な政策が全然行われておらない。
またその後における物價の騰貴と間接
税の徴收等によりまして、すでに千八百
円ベースは實質的には九百円のベース
になつておるのであります。政府の政
策の不備と齟齬に對し政府の反省を求
めざるを得ないといふことは、何も議
會の中においての野黨の声のみではな
いのであります。いわゆる西尾官房長
官によれば日本の民主的機關と言つて
おるところの中労委の全通調停案の冒
頭に、このことが掲げられておること
であります。

その次に、なおこの全通の中労委の
裁定の問題について、次の諸点を特に
西尾官房長官にお聴きしたいと思つて
おるのであります。

第一、給與の金額の点であり
ます。第一に、給與の金額の点であり
ますが、仄聞するところによれば、こ
の給與は大体一箇月分程度の給與の支
給をもつて打切りたいといふようなこ
とを言われておるが、大体組合案によ
りますれば、一月から六月までの赤字
が五千九百四十六円、一年を通算しま
すれば一万五千円になるのであります。
しかるに調停案は、一月から十二月の
赤字を五千六十二円、すなわち、わず
か三分の一の調停なのであります。こ
れをしてもなお認めない理由はどうか
といふ点が第一。

第二点としましては、この給與金の
性質であります。これが越冬資金とい
う性質の給與金か、あるいは千八百
円と千六百円の差額の支給という意
味で給與されるのか、あるいは中労委
の裁定と言われるところの、いわゆる
赤字補給金という性格をもつ給與であ
るかどうかといふ点が第二。

第三点としましては、調停が通れ
ていない理由。聞くところによりまし
れば、なお一、二週間ほど先延びする
といふのであります。これは明らかに
政治的な駆け引きが背後に含まれてお
るのではないかと。今から少くとも二週
後ということになりますれば、議會は
すでに事実上の活動を停止しておるの
であります。しかも労働者側にしま
すれば、暮になつて生活苦はますます迫
ってくるし、いくら金でも欲しいとい
うときになつておる。しかも、この二
週間のかけ引きによつて、組合内部の切
崩しを策するやうなことが考えられる
のであります。何ゆゑに中労委の裁
定に對しての政府側の回答が、かく遅れ

ておるかという事情を、お聞きしたい
と思うのであります。

その次に財源の点であります。こ
れが一般会計から出るか、あるいは特
別会計から捻出されるかというこ
とは、人民大衆の生活に大きな影響を及
ぼすのであります。すなわち、もしこ
れを特別会計から捻出するというこ
とになりますれば、郵便料金の値上とい
うことが、ただちに次の課題となつて
くるのであります。従つて、これを一
般会計から捻出するか、あるいはこれ
を特別会計から捻出するかという点に
ついての、明確な御答弁を願いたいと思
うのであります。しかも政府は、口
を開けば財源がない、財源がないと言
つておりますが、社会党が選挙の際に
選挙民に公約したところの、戦時公債
の利子の一年間の支拂停止、新田大口
所得者に対する重税、第二次財産税の
徴収というような、こうした社会的な
公約を何ゆゑ行わないかという点につ
いても、その見解をお聞きしたいと思
うのであります。

なお、この中労委の裁定あるいは地
方労働委員会の裁定につきましては、
最近頻々として、この調停が無視され
ておるのであります。すなわち、本日
の随情によりますれば、國鉄北海道十
支部の調停によりまする越冬資金約一
万円近くのもの、十一月二十日に支給
されるということが、札幌鉄道局長に
よつて承認されておるのであります。
しかるにもかかわらず、この札幌鉄道
局長の承認した調停案を、政府は今も
つて履行しておらない。そのために、
國鉄の北海道におけるところの就業状
態は、実に寒心すべき状態にあるので

あります。ある支部においては、すで
にストを宣言しておる。ある支部にお
いては、自然欠勤の増加を訴えておる。
かくして、國鉄の北海道における状態
は実に憂うべき状態に達しておるので
あります。

そのほか、たとえば進駐軍に対する
従業員との給與の問題、あるいは國鉄の
問題、こうした現内閣が解決しなけれ
ばならない問題は、実に山積しておる
のであります。もしこの問題を、労働
者の味方としての片山内閣、社会党首
班の片山内閣が、労働者の利益になる
ように解決しなければ、明らかに片山
内閣は保守反動、さらに反人民的な内
閣と言わざるを得ないのであります。
この点について、われわれは重大なる
責任を西尾官房長官に対して問いた
いのであります。

右諸点について、西尾官房長官の回
答を得たいと思つておられます。これ
をもつて、私の質問を終りたいと思
つて、（拍手）

〔國務大臣西尾末廣君登壇〕

○國務大臣（西尾末廣君） 林君の御質
問にお答えいたします。傳えられると
ころの西尾案、すなわち調停案に回答
するその案の内容を聴きたい、という
ことではあります。また政府におき
ましては案ができておりませんので、
各方面との関係もありまして、なお内
容にわたつて申し上げるような時期に
なつておりませんから、しばらくお待
ちを願いたいと思つておられます。従
つて、給與の金額はどうであるとか、
給與金の性質はどうであるとか、ある
いは財源は一般会計からとるか特別会
計からとるかということにつきまして

は、この際お答えすることが、はなは
だ遺憾ながらできないのであります。

次に、吉田内閣のときに私が一般質
問を試みた中におきまして、私が吉田
内閣を、それによつて反動内閣だと言
つたという引用を引寄せられまして
が、それは少し事実が違つておるであ
ります。私は、單に吉田内閣が中労委の調
停を拒否したというだけをもつて、こ
れを反動内閣と言つたのではないので
あります。あのときのその拒否のしか
た、そのことに重大な意味があつたの
であります。すなわち、中労委が調停
案をつくりまして発表するや、その瞬
間を待たずに、むしろ正式な発表に先
んじるぐらゐに、これに対して拒絶の
声明をした。その声明の内容たるや、
少しも労働者側のそういう要求なり、
中労委の權威を尊重するといふ建前が
含まれていなかったという、そういう
拒否のしかた、拒否しましたその内容
の性質に鑑みまして、これを反動と私
は言つたのであります。

従つて、この片山内閣におきまして
は、元來この調停案ができた結果によ
りますれば、政府の期待しておるもの
から見ますならば、殊に今日のごと
く財政上困難な状態のときにおきまし
ては、非常に過大な調停案だと政府は
認識したのであります。しかしなが
ら、この労働争議を平和的に解決する
ために最も必要な民主的機関である中
央労働委員会の權威を尊重し、なるべ
くその調停案に接近するために、政府
はあらゆる努力を今いたしておるので
あります。（拍手）従つて、その努力の
ためには、いろ／＼調停案の内容の検
討も必要でありますし、また財源の

捻出につきましても、いろ／＼くふう
しなければならぬのであります。そ
ういふことで苦心慘憺をいたしてあり
ます。がために、時期をまだ延ばして
いただくということになつておるので
あります。決して政治的な考慮のた
めに時期を延ばしておるのではないの
であります。殊に、いかなる形におき
ましても、この十二月中にはできるだ
け早くこの問題を解決して、全面的な
解決でなくとも、いくらかでも早く十
二月中に渡すようにいたしたい、その
ためには、この國會も終りに臨んでお
るのであります。全体の解決が未解
決であります。この臨時議會におい
て一部分でも予算的な措置をとりまし
て、皆さんの御協賛を得てお渡しす
ようにしたいといふふうに、くふうし
ておるくらいであります。決して時期
を遅らせ、年末に追い込んで困らして
問題を解決しようというような考えは
毛頭もつていないといふことを、御了
承願いたいと思つておられます。

また最後に、片山内閣の政治といた
しまして、労働者の利益になるような
政治、労働者の利益になるような解決
をしなれば、片山内閣は反動内閣だ
といふように言われましたが、片山内
閣は、労働者の利益のみをはかるので
はなくして、國民全体の利益をはかり
つつ、しかも、その國民全体の利益を
はかるためには、優先的に労働者の生活
を保障する、それによつて、日本の國
全体の再建のために特に労働者の協力
を要請するといふのであります。た
だ労働者のためのみをはかるのが片山
内閣の性質でないといふことを、御了
承願いたいと思つておられます。（拍手）

○副議長（田中萬逸君） 次会の議事日
程は公報をもつて通知いたします。本
日はこれにて散會いたします。
午後五時三十七分散會

出席國務大臣

外務大臣 芦田 均君
大藏大臣 栗栖 勉夫君
厚生大臣 一松 定吉君
運輸大臣 苦米地義三君
通信大臣 三木 武夫君
國務大臣 西尾 末廣君

出席政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君
經濟安定本部副長官 永野 重雄君
外務事務官 大野 勝己君
外務事務官 與謝野 秀君
内務事務官 長野 長廣君
大藏事務官 小坂善太郎君
厚生技官 東 龍太郎君
農林事務官 井上 良次君
商工事務官 富吉 榮二君
運輸事務官 田中源三郎君
運輸事務官 伊能繁次郎君
運輸事務官 大久保武雄君
通信事務官 椎熊 三郎君
通信事務官 浦島喜久衛君
通信事務官 村上 好君
通信事務官 山戸 利生君
労働事務官 土井 直作君
労働事務官 賀來才二郎君

定價 一部 一四四十錢

發行 東京新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五〇〇〇
郵政省印刷局